

事業計画書

【注意事項】

1 部あたり 50 ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、市民の誰もが地域において健康で安心して生活が営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービスを身近な場所で総合的に提供する役割を担っています。このことは社会福祉法人秀峰会（以下、「当法人」）の法人理念である「地域社会との交流を通じて、あらゆる人が支え合って共に生きる地域連帯の実現」とも合致します。

【地域包括ケアシステムの推進】

地域包括ケアシステムの構築は地域ケアプラザが担う主軸の責務です。これは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるために、住まいを中心に介護、医療、生活支援、介護予防が一体的に提供されることを目指しています。「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた青葉区アクションプラン」においては「医療・介護連携」「生活支援体制整備事業」「元気づくりステーション」「青葉区版エンディングノート」の4つの分野毎に取組を進めます。

【地域ケア会議】



地域ケア会議

高齢者個人に対する支援をより充実させると同時に社会基盤の整備を進め、地域包括ケアシステムを着実に実現していく上で有効な手法として「地域ケア会議」があります。複数の個別レベル地域ケア会議を土台にした包括レベル地域ケア会議では、地域の医師・薬剤師・介護サービス事業所の参加も促し、地域の自治会町内会や福祉保健関係者との橋渡しを行うとともに、様々な立場の人が関わる事により広い視点で地域課題の把握・検討を行います。

【地域福祉保健計画】

青葉区福祉保健計画「青葉かがやく生き生きプラン」地区別計画に沿った活動の中で地区社会福祉協議会及び地区自治連合会の取り組みに策定段階から参画することは地域ケアプラザの重要な責務です。行政とも協働し地域福祉保健計画の推進に取り組みます。定期的に行われる地区懇談会では地域の問題抽出から改善の為の活動を検討し、地域で行われている活動を振り返り修正等を行

いながら進捗状況を把握しています。地域福祉保健計画が地域主導で活動できるよう区役所と関連地域活動団体との連携で地域の活動を支援します。

【地域支援の三本柱】

地域ケアプラザは地域福祉・保健活動の拠点として、地域ニーズ・地域課題の発掘とこれを踏まえた事業展開・情報発信などを継続的に行い、地域・関係機関と連携した取り組みにつなげ、地域福祉保健活動の円滑な推進に貢献しなければなりません。

「高齢者支援」「子育て支援」「障がい児・者支援」を地域支援の三本柱とし、それぞれ偏ることなく事業展開することで地域支援の幅を広げ、地域の諸団体等と連携を進めるとともに各支援活動の中から新たな地域福祉の担い手発掘とその育成に努めます。

また、福祉・保健の総合相談窓口として役割を果たし、地域住民の視点に立った身近な存在として気軽に相談できる地域ケアプラザを目指します。貸館利用については、利用団体の登録を広報誌等で呼びかけるとともに、地域のニーズを把握しながら自主事業を開催し、参加者自立の展開を促し、登録団体として活動できるよう自立化を支援します。

【高齢者支援】

高齢者支援において地域ケアプラザは「身近な相談窓口」「介護予防」「地域ネットワーク」「権利擁護」といった4つの役割を果たします。地域の方々が安心して暮らせるまちづくりを推進するために、地域ケアプラザの各職種が持つ情報と専門分野の知識を活かして、地域における支えあい体制の確立を進めます。要支援者が必要としている支援を得られる為の情報収集にも努めます。

【横浜市チームオレンジへの取り組み】

認知症施策推進大綱において、全国の市町村で認知症本人と家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ「チームオレンジ」が整備されています。横浜市においても認知症施策推進計画に位置付けられたチームオレンジのコーディネート機能を当地域ケアプラザでも担う役割があります。認知症の方が参加しやすい環境づくりや見守りサポート体制づくりに寄与するため、横浜市チームオレンジに率先して取り組みます。

【子育て支援】

積極的な子育て支援も当地域ケアプラザにとって重要なポイントになります。出産前、出産後とつながっていけるよう自主事業を展開し、子どもの成長に合わせて参加できる体制を作ることで、孤立しない環境を提供できるよう進めます。

・地域子育て支援拠点との連携

また、地域及び青葉区内の子育て団体と連携しサークル活動の支援や紹介活動に努め、「子育て支援者による子育て相談（子育て支援者事業）」等の活動を支援します。地域子育て支援拠点の開催するイベントへの参加や「横浜子育てサポートシステム出張入会説明会」を当地域ケアプラザ



親子の居場所事業

で開催する等、区地域子育て支援拠点との連携を深めます。

・学校との連携

未就学児の子育て世代に留まらず、小中学生や高校生との関わりも深めていきます。この世代は支援される側と支援する側の両側面をもっています。学校との密な情報共有を図りながら子どもたちに必要な支援を提供しつつ、子どもたちのボランティア活動や地域づくりへの参画も促します。

地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域の子育て支援者と連携協力して活動支援に努めます。具体的には食支援と学習支援、さらには世代間交流を融合した画期的な活動を進めます。ハルスメイトや学生ボランティア、ガイドボランティアなども複合的に関わり、総合的な支援が実現されるよう努めます。



子ども支援



地域活動ホームとの
連携事業

【障がい児・者支援】

地域ケアプラザは障がい児・者支援等の身近な相談窓口として専門相談機関や行政等関係機関と連携し適切な支援につなげられることが求められます。自主事業や会議など地域における様々な場面での情報提供や周知活動を通して、気軽に相談いただける環境と関係作りを進めます。地域活動ホームとの関係性も積極的に強化し、包括的支援体制を確立していきます。

さらに「障がいの理解講座」等を開催し必要な情報を発信し、社会全体で障がいへの理解と支援が広がるように取り組みます。区役所、区社会福祉協議会、区基幹相談支援センター、区精神障害者生活支援センター等各専門機関と連携し、障がい児・者に関する自主事業も多く企画し新たな支援の担い手の発掘も含め、障がい児・者が安心して暮らせる地域づくりが推進される環境作りに取り組みます。



障がいの理解講座

障がいのある方やご家族の就学や就労などの不安を軽減するために先輩ママの経験談を聞いた、お互いにアドバイスし合ったり情報交換の場を設けることで、様々な課題を把握し関係機関との支援ネットワークを強化します。

「障害者の人権擁護」研修や人権啓発研修に積極的に受講するなど、常に最新の情報を入手し適切な対応ができるよう自己研鑽にも努めて、誰もが地域において健康で安心して生活が営むことができる地域づくりを目指します。

【持続可能な開発目標（SDG s）の視点】

横浜市SDG s 未来都市計画（2022～2025）では、あらゆる施策においてSDG sを意識して取り組み、環境・経済・社会的課題の統合的解決、社会経済活動と自然が調和した地域づくりを進め、

新たな価値や賑わいを創出し続ける持続可能な都市を目指しています。地域ケアプラザも「すべての子どもの未来を創るまちづくり」「誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり」「災害に強い安全・安心なまちづくり」において、2030年までのゴールターゲットに向けて取組みを進めます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

もえぎ野地域ケアプラザは、谷本地区と上谷本地区の2地区を担当します。

【谷本地区】

梅が丘、千草台、藤が丘一丁目、藤が丘二丁目（A・B）の5自治会町内会で構成されています。東急田園都市線・国道246号線・東名高速道路「横浜青葉インター」などがあり電車や車を使える世代には交通の便が良い面もありますが、一方で高齢者等にとって徒歩での移動にはこれらによる地区分断や高低差のある地形が支障になっています。地区の大部分は昭和40年代に造成され、梅が丘は戸建て住宅、千草台は戸建て住宅とマンションの他、高齢者施設なども多く存在しています。藤が丘駅周辺マンションに比較的若い世代が居住していることで全体の高齢化率は高くはない地域です。各自治会町内会により防災への取組みが熱心に行われていますがマンション居住者を中心に自治会町内会加入率が低下し、自治会町内会での活動や地域情報を知る機会が減り、高齢者や子育て世代の孤立が課題としてあります。

【上谷本地区】

もえぎ野、柿の木台、みたけ台の3町内会で構成されています。地域は西から東に下る穏やかな傾斜地となっていて、主に戸建て住宅が多い地域です。バス便も比較的多く運行して、交通の便としては好環境です。もえぎ野地域ケアプラザを活動の拠点として、地域活動が活発に行われています。地区の高齢化率は青葉区平均よりかなり高く、高齢化が進行しています。地区の活動は高齢者やこどもを対象とした事業など活発に行われていますが、担い手不足が課題としてあります。

【取り組むべき課題】

認知症の問題を抱える方や詐欺被害などの問題も増えていることから見守り支援や元気な高齢者の集える居場所の強化などに取組んでいきたいと思います。生活支援体制整備事業を展開し協議体の設置も進めます。世代を超えてすべての人が支え合う地域連帯を未来につなげる体制づくりを確実に進めていきます。

【関係団体等との連携方法】

地域ケアプラザには地域福祉・保健活動の拠点として地域ニーズ・地域課題の発掘とこれを踏ま

えた事業展開・情報発信などを継続的に行うことが強く求められます。またその活動を地域・関係機関と連携した取組みにつなげ、地域福祉保健活動の円滑な推進に貢献していくことが重要です。

【見守り体制の構築】

誰もが安心して暮らせるため、ゆるやかな見守りを大切にした各自治会町内会の見守り活動や、区役所や民生委員と連携した「ひとり暮らし高齢者等『地域で見守り』推進事業」をマップ作り等で支援していきます。

【集いの場への支援】

地域ごとの「集いの場」の運営を支援します。また、地区懇談会等を定期的に開催し自治連合会全体で相互に情報共有し、各々が抱える課題解決を進められる機会を作ります。



集いの場

【地域の担い手の育成】

民生委員エリア会議や地区老人クラブ連合会、友愛の活動、保健活動推進員会議などの地域活動にも積極的に参加し、あらゆる場面で地域支えあい活動支援の新たな担い手の発見に努めます。ボランティア講座等を開催し地域活動やボランティア活動に関心を高める環境作りに取り組みます。

【多業種連携】

参加者の利便性を意識して有料老人ホームのデイルーム等を会場に高齢者向けの講座を開催することも検討します。また、定例開催などの参加しやすい運営を意識します。

【情報の収集と分析】

区域及び市域ケアプラザの情報を収集し、データ分析などにより地域住民や関係者と連携の上、継続的な改善に取り組みます。高齢福祉部会ケアプラザ分科会や行政、法人が開催する職種間連絡会や研修に積極的に参加し情報収集することで課題解決策につなげていきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

【自治会町内会との連携】

地域ケアプラザにとって、自治会町内会との協働連携は最重要項目です。自治連合会との信頼関係を築き地域の様々な課題を共有し、その解決策を共に考えることで地域と一体となる地域ケアプラザを目指しています。そのためには、地域の会議や行事に積極的に参加するといった日頃からの関係性づくりが重要です。

- (1) 自治連合会定例会に参加させていただき、自主事業実施計画や講演会等を説明の上ご意見を伺い活動へのご理解と地域への周知活動へのご協力を求めます。また、各自治会町内会より地域からの相談・要望を集め地域ケアプラザの運営に役立てていきます。
- (2) 四季折々の地域行事には必ず出席し、顔の見える関係作りや情報交換等に努めます。
- (3) 自治連合会とともに地域福祉保健地区計画推進に取り組みます。

【地区社会福祉協議会との連携】

地区社会福祉協議会は身近な福祉活動の担い手として「自分達の暮らしている地域の福祉課題は先ず自ら取り組み解決していこう」という理念のもと活動されています。地区社会福祉協議会と地域ケアプラザとの密接な連携取り組みは自治会町内会と同様、必須要件です。地区社会福祉協議会の地域活動に参画させていただき地区社会福祉協議会と地域ケアプラザの活動の連動を図ります。

【地区民生委員児童委員協議会との連携】

民生委員児童委員協議会は厚生労働大臣の委嘱を受けて、それぞれの担当する区域内で地域住民の見守りや必要な支援を行うことで地域福祉の推進を担っています。また、行政機関の業務に対する協力も職務の一つとなっている地域に重要な組織です。

児童委員は地域の子どもの健全育成に関わる行事や児童相談所との連携、虐待通告の仲介、子どもとその親の相談援助を担っています。このように民生委員児童委員協議会は地域福祉の最前線の担い手ですので、密接に連携し取り組んでまいります。



民生委員
・ケアマネ連絡会



老人クラブでの講師活動

【地区老人クラブ連合会との連携】

老人クラブは、高齢者が地域に住む仲間とともに健康で生きがいを持って充実した生活を営み、社会に役立つ機会や場を提供する団体です。高齢者がいつまでも元気で暮らし続けられるよう介護予防事業を充実させていくためには地区老人クラブ連合会との連携は非常に重要となります。必要に応じて消費者被害、健康管理、認知症予防等の情報提供や講座を依頼して頂けるような関係性を築いていきます。

【保健活動推進員との連携】

地域での健康測定（血圧、握力、血管年齢チェック等）等をすすめている地区保健活動推進員とも協働できる場所は多いです。地域ケアプラザ事業の情報を提供し相互に随時連携します。

【その他の地域活動団体との連携】

地区青少年指導員、スポーツ推進員等、地域活動団体とも地域の行事、地域ケアプラザの活動を通して、地域の福祉保健事業をすすめていきます。

【区役所・区社会福祉協議会との連携】

地域福祉保健計画の推進会議において、区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザが“支援チーム”メンバーとして参加します。支援チームは推進会議開催前に方向性の確認やスムーズな進行のために準備を協同で行います。地域ケアプラザは地域活動の状況や地域住民のもつ課題感などを正確に把握し、区役所や区社会福祉協議会へ情報提供しながら共有します。

さらに、区社会福祉協議会とは共に定期的に地域アセスメントを行い、個別支援、地域支援両面から地域課題の把握を行っています。課題の解決に向けて社会資源をどのように活用したらよいかを検討し、共助がどのような形で進められるべきかを考えていきます。

【学校との連携】

若いうちからボランティア活動に親しむことで未来の担い手を育成し、支えあいの地域づくりのために学生の地域参加を推進していきます。近年は小中学校や高校も福祉教育に熱心で地域ケアプラザの活動にもご理解いただけます。地域づくりをテーマに取り組んでいる大学もあります。



小学校 福祉教室

また、認知症の人や家族の希望の実現や困りごとの解決に向けた取組みを地域で支える体制を実現するためには、地域住民の一角を占めるこどもたちの理解が欠かせないため認知症理解の普及に努めていきます。具体的には小中学校での福祉教室や認知症サポーター養成講座の実施や高校生の学習支援ボランティア活動等を働きかけます。

【他の地域ケアプラザとの連携】

他の地域ケアプラザと連携した研修や連絡会や事業を活用して、各職種のスキルアップと参加者同士の交流を図ります。特にエリアが隣接の地域ケアプラザとは具体的に地域行事を協同して支援するなどの日常的な連携関係も地域のメリットにつながります。

【市域、区域でのケアプラザ間連携】

また、区内だけにとどまらず横浜市全域のケアプラザとの情報共有を大切にし、事業運営推進に際してどのような地域ケアプラザ運営を行うべきか、非常事態時の対応も含め貸館など感染防止に対する工夫や試み、事故防止の取組み等の情報交換をしつつ、地域の方々が有効活用できる地域ケアプラザを目指すために連携を深めます。

【企業との連携】

地域で運営されている特別養護老人ホームからの協力や大手スーパーなどといった一般企業との連携も図ります。昨今は経営と地域支援のマッチングに取り組む企業が増加しています。特別養護老人ホームも地域ケアプラザとの連携に前向きです。地域活動のための場所の提供や体操やレクリエーションなどのノウハウの提供、移動困難な地域住民に対する移動販売支援などが期待できます。

また、銀行や郵便局、コンビニエンスストア等との日頃の関係性を築くことで、心配な高齢者や児童などの情報提供や相談先としての機能を充実させます。

(4) 合築施設との連携について（市民利用施設との合築の場合のみ）

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザと老人福祉センターの併設館としての特徴を活かし、常に情報共有しながら年代別の情報や地域情報の共有・分析を進めます。分析から得られた内容は老人福祉センター利用者の健康づくりや介護予防にも活かし、健康寿命延伸に向けた事業を開催します。また、老人福祉センター利用者には、地域包括支援センターが協力し情報提供を行うことで健康づくりや介護予防の普及啓発に努めます。例えば健康測定会などの事業を相互協力しながら共催するなど、利用者が気軽に相談できるような環境づくりをします。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

昭和 59 年 4 月に横浜市旭区で特別養護老人ホームを開設して以来、当法人は一貫して地域福祉活動の向上のために活動を進めてきました。一人ひとりの限りある生命を大切にすることで高齢の方々が健やかで安心して暮らし続けられ、誰もがこの世に生まれてよかったと思えるホスピタリティー（おもてなし）を提供することが、当法人の行うべき福祉保健サービス業であると認識し、地域福祉の原点である地域に根ざした事業活動を展開しています。

【当法人の理念】

当法人は以下の理念を掲げて高齢者を中心とした介護福祉の活動を展開しています。

1. 人間が主体である

子どもから高齢者まで、すべての方々が常により高い自己実現に向かって生活ができる環境をつくります。すべての方々がご自身の人生の主役となって、日々の生活を送られることを何よりも大切と考え、様々な側面からそのお手伝いをします。

2. 連帯の輪を無限に広げていく

住み慣れた地域の中で、すべての方々が健やかで安心して暮らし続けるためには、行政やさまざまな団体など多くの人々が地域ぐるみで連携・連帯することが不可欠です。当法人は地域社会での交流を通じて、あらゆる人が支えあって共に生きる地域連帯の実現を目指します。

3. 日に日に新たな今日を創造していく

この世に生を受け人々は人生の旅路を歩んでいきます。歩みは誰とも代わることのできないものであり、一步一步は真にその人固有の価値です。人生の一日一日がその人の心に叶うものであることを願い、私たちは共に歩みながら支援活動を続けます。

【“デス・エデュケーション”という考え方】



デーケン氏とご入居者

「デス・エデュケーション」は1960年代にアメリカで提唱された概念で、日本では上智大学のアルフォンス・デーケン教授が、1982年頃から「死の準備教育」を提唱したのが始まりとされています。「死を見つめることは、生を最後までどう大切に生きぬくか、自分の生き方を問い直すことだ」とデーケン教授は唱えており、これを高齢者介護の中で生かすべき死生観として、当法人は実践を重ねてきました。

デーケン教授は、「余命を宣告された人のケアの重要性」を訴えています。当法人は、この「デス・エデュケーション」という考え方を特別養護老人ホームの中で「療育音楽」、「語り部」、「CAPP（アニマルセラピー）」を通じて、また訪問看護ステーションや診療所においては、在宅における看取り支援を通じて実践しています。地域ケアプラザは、子どもから高齢者までが支援の対象ですが、高齢者を対象とした事業においては「デス・エデュケーション」の考え方を活用していきます。

【“羅針盤”】

“羅針盤”というのは、当法人の基本コンセプトをまとめたカードです。全職員がそれぞれに携帯しています。毎朝礼時にはテーマごとに職員全員で唱和します。職員が当法人のコンセプトを常日頃から再認識し、共有するためのツールです。羅針盤には上記の理念・テーマの他、以下の行動指針等を掲げています。

羅針盤

最高のサービスを提供するために

社会福祉法人 秀峰会

思いやりのこもったマナーで最高のサービスを提供します	ご利用者に敬意を払い、その基本的権利、プライバシー、自己決定を尊重し、AOL (Art Of Life) を実現します	法令・規則・約束・規律を守り、正しい勤務態度を身につけ、最高のサービスを提供します
1 あたたかい心のこもったご挨拶で対応いたします ・明るく笑顔で自ら先にご挨拶をします。 ・ご利用者をお名前（姓）でお呼びします。 ・立ち止まり、目を見て、声をかけます。	1 ご利用者の立場に立って、本当に必要なサービスを提供します ・ニーズをすばやく察知し、知識・技術を駆使して、期待以上のサービスを提供します。 ・ご要望にお応えできない時、「できません」「わかりません」とは言わず代替案を示します。	1 法令、就業規則を遵守します ・介護保険法、個人情報保護法、就業規則など関係法規を厳守します。 ・交通法規を厳守し安全運転をします。
2 好感のもたれる身だしなみと態度で接します ・清潔な服装を心がけます。 ・背筋を伸ばした美しい姿勢をします。 ・明るく親しみやすい態度で接します。	2 小さな「気づき」を重ねます ・継続的に記録をとり、必要な行動をして、病変・事故を未然に防ぎます。	2 プロ意識を持ち、法人理念に則り行動します ・ひとりひとりが経営マインドを持って行動します。 ・心身の健康管理を徹底します。
3 正しい言葉づかいをします ・敬語を正しく使います。 ・分かりやすい言葉を使います。	3 ご利用者の安全を確保します ・非常事態時に対応する自覚の備えを怠りません。	3 時間を守り、仕事の優先順位を考えて行動します ・余裕を持って出勤し、始業時間から仕事をできる準備をします。
4 誠実な態度で電話対応をします ・明るく、ゆっくり、はっきりと、笑顔で、耳が聞こえない場合は20秒、保続は20秒を限度とします。	4 苦情には感謝の気持ちを持って対応し、より信頼をいただく良い機会として生かします	4 適切な報告・連絡・相談をします ・報告は「速やか・正確・簡潔」に。
5 SSIU運動を推進します ・整理・整頓・清潔・快適・楽しい。	5 基本に忠実、応用に果敢なサービスを提供します	5 仕事を計画的に遂行します ・QCDC（仕事の見直し、チェック、確認）の徹底。 ・5W1Hを踏まえて情報を伝えます。 ・具体的に、明確に、肯定的に表現します。

“羅針盤”カード

【ヒューマンケアネットワーク】

ヒューマンケアネットワーク（以下、「HCNW」といいます。）とは、当法人の事業コンセプトを形作る土台となる考え方で4つの項目を基本としています。

1. 24時間、365日サービスを提供する仕組みを作る。
2. 市内全域でサービスを提供できる拠点を展開する。



ヒューマンケアネットワーク

3. 単体ではなく、様々なサービスの組み合わせでご利用者の生活全体をサポートする。
4. 重篤な方、サービス提供が困難な方にもサービスを提供する。

このHCNWは先に述べた法人理念を法人全体の事業活動推進体系として事業を遂行して行く仕組みです。HCNWは約166の事業所（令和6年12月時点）を配置することで構成されています。各々の事業所は人事、資金、情報、教育等あらゆる活動面で連携連動しています。

【地域包括ケアとの親和性】

一方、介護保険制度の中では平成24年度より「地域包括ケア」という概念を打ち出しました。これは地域密着型サービスの拡充、人々の生活をより包括的に守るケア、介護と医療の連携等のテーマを掲げているものですが、この地域包括ケアとHCNWは、その方向性が合致します。現在、当法人ではHCNWに基づき介護保険サービスのほか、障害者福祉サービス、医療サービス（診療所3か所）、保育（保育所4か所）と様々な事業に取り組んでいます。特にケアマネジャー、ホームヘルパー、訪問看護を一か所にまとめた「三位一体型」事業所は当法人の在宅サービスを象徴する事業形態となっています。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

- ・予算については、理事会の承認を得た計画を適正に執行し、各事業所も予算に基づく運営をしております。
- ・法人税・消費税等については、每期適正な申告・納付を行っております。
- ・財務状況においては、金融機関に頼る事無く、自己資金で健全な運営を行っております。
- ・また毎年、次ページの通り事業所の開設を計画的に行ってまいりましたが、そのうえで、一定の資金確保を実績として残しております。

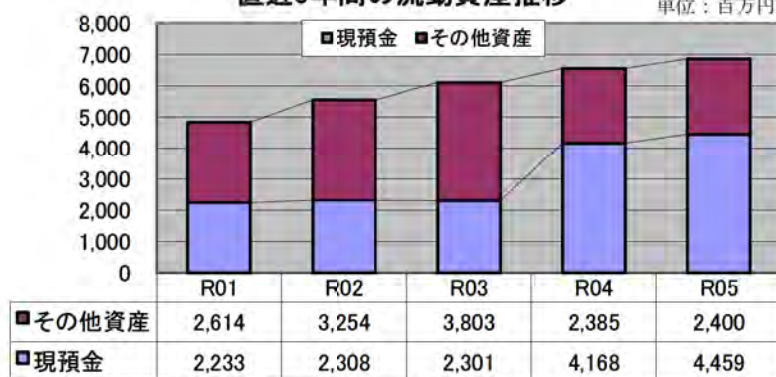
【平成24年度～令和6年度の新設事業所】

平成24年度	○希望の大地(居宅介護支援・訪問介護・訪問看護) ○つくし保育園東戸塚 ○楠の大樹(居宅介護支援・訪問介護・訪問看護) ○横浜市笹野台地域ケアプラザ ○花の生活館・銀の舞・磯風の謡・桜樹の森・豊穣の大地 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護) ○りんどう・すいせん(小規模多機能型居宅介護) ○さくら苑(訪問看護) ○銀の舞(訪問介護)
平成25年度	○うの花(小規模多機能型居宅介護) ○つくし保育園センター南 ○桐の大樹・陽光の大地・瑞穂の大地・樺の大樹・銀河の詩・希望の大地

	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)
平成 26 年度	○横浜市白根地域ケアプラザ ○横浜市馬場地域ケアプラザ ○こでまり・ひなげし・しょうぶ(小規模多機能型居宅介護) ○櫨の大樹・陽光の大地・瑞穂の大地・樺の大樹・銀河の詩・希望の大地 (夜間対応型訪問介護) ○銀杏の大樹・銀鈴の詩 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護) ○水明の大地(居宅介護支援・訪問介護・訪問看護・訪問入浴)
平成 27 年度	○若草の丘(認知症対応型共同生活介護) ○ひめゆり(小規模多機能型居宅介護) ○つくし保育園上大岡
平成 28 年度	○ナース 24 港北(訪問看護)
平成 29 年度	○われもこう(小規模多機能型居宅介護) ○つくし保育園 戸塚
平成 30 年度	○椿の大樹(居宅介護支援・訪問看護) ○瑞穂の大地(認知症対応型通所介護) ○横浜市二俣川地域ケアプラザ ○相談支援センター銀の舞(計画相談支援)
令和元年度	○特別養護老人ホーム 高津山桜の森 ○みずほクリニック緑園都市 ○相談支援センター銀の舞(障害児相談支援) ○高津山桜の森介護保険センター(居宅介護支援) ○山桜の森ショートステイセンター(短期入所生活介護) ○翡翠の舞(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)
令和 2 年度	○楡の大樹(居宅介護支援・訪問介護 ナース 24 港北と同一拠点化)
令和 3 年度	○相談支援センター銀杏の大樹(計画相談支援・障害児相談支援)
令和 4 年度	○横浜市都田地区センター ○横浜市都田地域ケアプラザ
令和 5 年度	○さざんか(小規模多機能型居宅介護) ○楡の大樹(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護) ○榎の大樹(居宅介護支援、訪問看護)
・市内に施設・在宅サービスを広く展開しており、より多くのご利用者に関わることで、それぞれが利益を確保し、安定した経営基盤の礎となっております(次のグラフを参照)。	

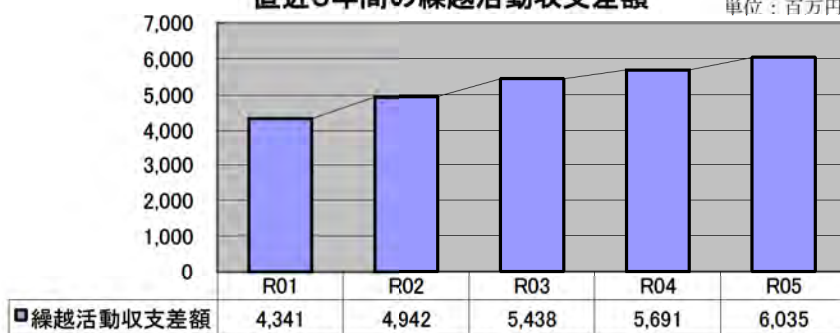
直近5年間の流動資産推移

単位：百万円



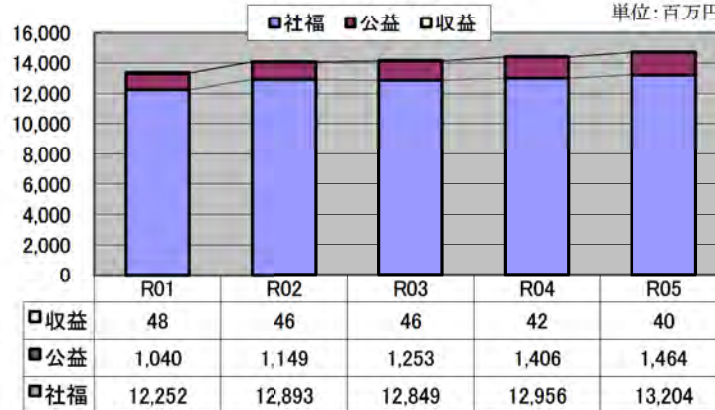
直近5年間の繰越活動収支差額

単位：百万円



直近5年間の収入推移

単位：百万円



3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

法人全体の職員を視野に、新規採用のみならず異動人事を含めて適材適所の人員配置を遅滞なく行っていきます。また、地域ケアプラザには地域の特性も踏まえた人員を配置することとします。

所長として着任予定は、地域ケアプラザ所長としては約7年間、業務に就いております。以前には短期入所生活介護施設の施設長として、高齢者の方々へ直接サービスの提供をしておりました。地域ケアプラザ所長としては高齢者支援だけではなく、地域の住民の方々による子育て支援、障がい児・者支援等、地域の取り組みを把握し関係機関と連携しながら課題解決につなげられるよう事業に取り組んでおります。

今後も今までの経験を地域ケアプラザの円滑な運営に生かし、管理者としてもあらゆる専門性向上に努めていきたいと思っております。また、地域からの相談に対して的確にそして迅速に対応できる職員を配置すべきと考えます。来所相談だけではなく担当圏域へ出向き、顔の見える関係を築くことで地域の方々にとって、気軽に相談できる身近な存在になる事を目指してまいります。

【職員の適正配置】

配属職員は地域ケアプラザの設置目的を理解し、地域に密着した身近なところで地域福祉の向上のために積極的に課題にチャレンジしていく志と資質を持った職員配置がされるべきと考えます。高いコミュニケーション能力を持ち、地域の方々の様々な相談に的確に対応できる職員を配置します。特に、地域包括支援センターは総合相談・支援事業、包括的継続的ケアマネジメント支援事業、権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント事業等の事業を進めながら、圏域内で発生する支援困難ケースを抱え、これを解決しなければなりません。このような状況を踏まえ、法人全体の有資格者（ケアマネジャー407人、主任ケアマネジャー150人、看護師（正・准）379人、社会福祉士107人。令和6年12月末現在）から、ふさわしい人材を選抜し地域ケアプラザに配置しています。

【居宅介護支援事業に係る職員の確保、配置】

居宅介護支援事業職員については、地域ケアプラザが地域の福祉・保健の拠点であることを十分に認識しつつ、最大限の利用者満足度を目指す意識と行動が伴う人材を配置します。

特に管理者は主任介護支援専門員の有資格であるだけではなく、研修等で地域ケア会議や地域包括ケアシステムへの理解を深めている人材が適任と考えています。

【通所介護事業に係る職員の確保、配置】

通所介護事業職員についても、地域の福祉・保健の拠点である地域ケアプラザの中で運営する通所介護事業であることを認識し、利用者が住み慣れた自宅で健康にその人らしく生活して頂けるよう、自立支援に重点をおいた個別支援の介護サービスの提供を目指す意識と行動ができる介護職・看護職・生活相談員等の確保と法令遵守に則った適正な配置を行ってまいります。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

当法人では職員の定着とES（従業員満足）向上を目的とした教育部を設置しており、職員の自己研鑽を支援、もしくは業務上必要な知識・技術を習得してもらうための教育を実施しています。

【職員教育】

1. 職場における教育

前述のHCNWの考えの元、各サービスの垣根を越え顔の見える関係を作ると共に異なるサービスの専門職同士で事例検討等が可能な環境を提供する事で職員のスキル向上を図ります。

2. 「羅針盤」の読み合わせによる理念の共有

毎日の朝礼にて前述の「羅針盤」の唱和を行います。法人としての基本コンセプトをまとめた「羅針盤」を読み合わせる事により、その理念に定められた方針を念頭に活動しています。

【人事考課の実施】

年度初めの「出航の誓い」（新年度開始における決意表明の会議）で、事業所の方針や目標が表明され、これに基づき職員各々が個人目標を設定します。半期ごとに人事考課表を提出し、これを基に職員と上司が面談します。期間中にできたこと・できなかった事を確認しながら、業務の課題等について忠告や指導を行い次期に繋げています。このPDCAサイクルを通じて職員の育成を図っています。

【職員研修】

職員研修は、法人本部教育部および各部署で専門性向上を目指した年間研修計画作成し、実施しています。教育部では法人全体に共通の階層教育を担当し、各事業部においてはそれぞれの業務に必要な専門教育を担当しています。

1. 教育部を中心に実施している主な職員研修

- ・中途採用者研修（入職月受講を原則に月1回開催）
- ・管理/監督職研修（テーマにより実施）
- ・新任管理職研修（任命時に適宜開催）
- ・新卒職員研修
- ・秀峰会アカデミー



管理職研修

⇒職員が受講したい研修を選び自由に学べる場を提供します。

また、専門知識を有した職員が研修講師を務め、その専門性を活かす場を提供します。

2. 事業所における研修

法人主体の研修以外にも当地域ケアプラザ独自で年間研修計画を立てて、人権研修など各種研修を実施しています。なお、地域活動交流、生活支援体制整備事業の担当職員についてはコーディネート能力、地域包括支援センター職員については多岐にわたる技術・知識が要求されますので、市役所、区役所または社会福祉協議会が主催する研修に参加し専門性を養っています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

【施設の快適・安全な利用】

横浜市の貴重な財産である地域ケアプラザを預かる指定管理者として、利用者が施設を快適で安全に利用していただくとともに、施設や設備の価値をできるかぎり維持できるよう、計画的かつ誠実に管理していきます。

当法人が“羅針盤”（2(1)「法人の理念・基本方針・業務実績等について」参照）に掲げる当法人職員の行動指針のひとつである5S（整理、整頓、清掃、清潔、躰）1U（美しい）運動を通じて、職員一人ひとりが施設管理への意識を高めていくとともに利用者の視点に立った設備の安全、快適な環境、性能性及び快適性に配慮しながらきめ細かいメンテナンス対策を進めます。

【施設の維持保全】

施設建築物、建築設備の管理については、施設の機能と耐久性を長期にわたって確保するために「維持保全の手引き」「施設管理者点検マニュアル」等に基づいて、清掃、点検及び保守を実施し、適切な維持管理保全を行います。維持保全業務の遂行に当たっては、次の事項を踏まえ、施設利用者の利便性・快適性の確保に努めることを基本とします。

日常点検は「施設管理者点検マニュアル」に沿って確実に行います。定期点検については、専門業者に委託して実施しますが、点検結果等については市の関係部局や区役所に必要に応じて報告するとともに、年間計画を作成し点検基準に基づき管理します。

また、運用の際は「横浜市地球温暖化対策実行計画」「横浜市節電・省エネルギー対策基本方針」等の計画に準じて、チェックリストを活用し定期的な確認を行います。運転等に当たっては、無駄を徹底的になくし、省エネやリサイクルに積極的に取り組み、地球の温暖化の防止に努めます。

【設備・機器の運転等】

施設の修繕は小修繕を適切に実施し、大規模修繕等については区及び市と協議して対応を図ってまいります。設備、機器運転等は無駄を徹底的になくし、省エネやリサイクルに積極的に取り組み、地球の温暖化の防止に努めます。

防犯・防災については、戸締りなどを徹底することや避難訓練等を実施すると共に、業務を委託した警備会社等と連携し事故防止を図ります。また、建築局保全推進課で開催する「公共建築物の保全に関する研修」等に積極的に参加し、最新かつ適切な情報の更新に努めるとともに、横浜市節電・省エネ対策基本方針を踏まえ、省エネへの取り組みを確実に実施します。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

【事故防止対策】

毎月実施する会議にて、事故防止、感染症対策、食中毒発生防止、労働安全衛生等をテーマに研修を実施し対策の徹底を図ります。また、過去に発生した事故や定期的に報告・確認しているヒヤリハットの内容をもとに原因分析を実施し必要に応じて改善し、職員全員が参加する毎月の職員会議や日々の朝礼等で職員間での共有を行います。

行政から提供される以下の情報についても会議で共有し、自施設や自法人内のみならず市域のケアプラザでの発生事象事例を検証し、同様の事故を防止する意識付けを継続していきます。

- ・【記者発表資料】事務処理ミス等の状況について
- ・地域ケアプラザ等において発生した事故等の状況について（通知）

また、地域ケアプラザの貸館利用者に災害時の避難誘導の手順、火器使用の際の注意喚起、爆発物・危険物の持ち込み防止、使用後の清掃、電気ガスの消し忘れ等のチェックリストによる点検を周知するとともに、職員も日常的に巡視点検を行い事故発生防止に取り組めます。

【急病時及び事故発生時の緊急対応】

事件事故発生時における緊急の対応については、全職員が利用者の安全確保を第一として対応します。遅滞なく行政への報告をすることはもちろん、対応フロー、連絡体制、報告・判断基準も明示した法人統一の事故対応マニュアルを用いて対応します。マニュアルには、事前、発生時、事後のそれぞれに職員がとるべき行動や関係機関への連絡等を記載し活用しています。また、事故発生時のフローチャートを掲示し、職員への緊急対応の意識付けを行い、迅速な対応がとれるようにしています。



応急救護訓練



AED 訓練

急病時の対応等は保健師（看護師）からの研修で習得し、AED 訓練においては、消防署の指導の下に定期的の実施します。特に AED を要する状況では、1 分 1 秒を争う迅速な対応が重要となります。常日頃からの意識付けが重要であると考えています。また、職員間の連絡網を完備し、遅滞ない指示連絡システムを確保するとともに任意で職員家族への連絡体制も確保しています。

【個人情報漏洩防止、発生時の対応】

個人情報漏洩に関しては地域の皆様からの信頼を大きく損なうことから、大前提として発生させないことを目的に、日々ヒヤリハットの検証やマニュアルの活用、研修の実施により職員の個人情報保護の意識を高めつつ、業務方法にリスクが無いか確認を行って慎重に対応します。

万が一、個人情報の漏洩等が発生した場合、速やかに関係機関への連絡、報告を含め書類の提出等対応するとともに、地域ケアプラザ全体で当該業務の対応方法を見直し再発防止に努めます。

【防犯対策】

日々の業務の中で開館前、開館時間内、閉館前に職員による施設周辺の見回りを行い未然に危険察知できるよう努め、不審者や危険物等に注意し施設を含む周辺地域の安全確認を行っています。閉館後の無人時間帯の施設管理においては警備会社と連携し遠隔機械警備にて安全管理を行い防犯に努めます。また、不審者等が侵入してくることを想定してカウンター脇に対応フローチャートを掲示し、職員の安全確保体制も整えています。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。



法人統一マニュアル

【発災に備えた事前準備】

災害発生後の対応については遅滞なく行政への報告をすることはもちろん、対応フロー、連絡体制、報告・判断基準も明示した法人統一の事故対応マニュアルを用いています。また、職員間の連絡網を完備し、遅滞ない指示連絡系統を確保するとともに任意で職員家族への連絡体制も確保しています。フローチャートを掲示して職員が迅速に行動できるように取り組んでいます。

【福祉避難場所】

開設が必要になった際には、行政に設置される防災本部と連携し適切に開設・運営できるよう、このマニュアルを職員間で情報共有しています。また、健康福祉局福祉保健課が実施する「福祉避難所情報共有システム」を活用し、発災時にも行政との遅滞ない情報共有と連携によって福祉避難所としての適切な対応を行います。発災から要援護者受け入れまでの一連の流れを常に確認し、日ごろの備えや定期的な訓練の重要性を職員間で情報共有し、災害に備えます。

福祉避難所における災害時緊急通行車両の事前届出についても完備し、緊急通行車両確認証明書を備え、有事の際にも地域の方々への支援が叶うように事前に準備します。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

【災害対策】

東日本大震災を受け、当法人では今後想定されている首都直下型地震等に備え地震対策を見直し「地震防災対策（方針）」を策定しています。施設の安全対策、飲料水・非常用食料等の備蓄、職員参集・活動計画・防災訓練、関係機関及び利用者やそのご家族との連絡体制、地域との応援連携と施設内活動要領の作成などについて定めています。

また、地域ケアプラザとして、「災害対策マニュアル」「消防計画」「自然災害時におけるBCP（事業継続計画）」を作成しています。計画に沿った訓練を毎年複数回実施するとともに計画の内容自体の精査見直しも定期的に行います。消防署協力のもと「AEDの使用訓練」と「地震時を想定した避難訓練」も実施します。地域防災拠点の合同防災訓練にも参加し、地域の方々とも連携を図っていきます。訓練に参加する事で、地域防災に関する職員の意識向上も図ります。

【感染症の発生・まん延防止対策】

「感染症および食中毒の蔓延防止マニュアル/発生時対応マニュアル」「感染症発生時におけるBCP（事業継続計画）」を作成し、計画に沿った訓練と計画の内容の精査見直しも定期的に行います。感染症への対応は初動が重要であるため嘔吐物処理キットなどの資材を館内に常備し、基本的な対応を遅滞なく行えるよう日頃から準備を徹底します。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

横浜市地域包括支援センター運営事業実施要綱で、職員の責務として「包括センターの職員は、公正中立性に十分留意して行動しなくてはならない」とされています。また、居宅介護支援事業者においては、横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例において「指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス等事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行わなければならない。」とされており、これらの遵守は利用者による適切な自己決定権の確保という観点から最重要課題の一つと考えます。以上を前提として、次の点に留意しつつ対応します。

【複数の選択肢の提示】

相談者の住所地、心身状況、世帯状況、経済状況、意向等を聞き取り、これらを踏まえつつ、相談者にとってより利益となるだろう介護保険サービス事業者等を含めた社会資源、社会保障制度等を分かりやすく説明し、複数の選択肢を提示します。

【希望に沿った事業所の選択】

選択肢の提示の際には、市発行の情報誌「ハートページ」等を活用し、さらに各事業者パンフレットや公的機関による公開情報を加えて、口頭だけでなく書面による視覚情報も交え可能な限り分

かり易い説明で利用者及び家族がご自身の希望に沿った事業所を選択するお手伝いをします。また利用者が自己決定にて選択したサービス提供事業者についても、利用者が望むサービスを受けられない場合には契約を解消し、新たなサービス提供事業者の選択が可能である事を説明します

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

満足度の高いサービスを提供するため良好な接遇態度と来所者とのふれあいを基本として、地域の皆さまと深い信頼関係を築いていきます。前述の職員行動指針“羅針盤”にも示されている通り“明るい笑顔で自ら先にあたたかい心のこもったご挨拶で応対し”つつ常に地域の視点に立ち、来所者の声に耳を傾け、施設を取り巻く社会環境の変化を感じながら利用者のニーズ把握に努めます。

【利用者ニーズの把握】

1. 利用者ニーズの整理

個別ニーズ、地域共通ニーズ、団体・機関活動ニーズに整理して対応します。

2. 利用者ニーズの把握方法

(1) “待ち受け”のニーズ把握

地域ケアプラザ貸室の利用者、地域包括支援センターの総合相談窓口の利用等、地域ケアプラザに来所される方々からの利用者ニーズを把握します。施設内にはご意見箱を設置し、集まった意見や苦情は記録し改善に繋がります。また、必要に応じて内容を公開します。



(2) “利用者の声”のニーズ把握

毎年、利用者満足度アンケートを実施し、分析結果を業務改善に生かします。

(3) “御用聞き”のニーズ把握

自治会町内会、民生委員児童委員協議会、老人会クラブ等の会合に出席し、事業等の広報とあわせて地域ニーズの把握を行います。また区役所地区担当や区社会福祉協議会地区担当、近隣の関連施設からの地域情報収集を積極的に行います。

3. 利用者ニーズによる課題の解決、改善

地域ケアプラザの運営協議会は議題を審議する場であると共に、地域ニーズや課題解決をすすめていくための話し合いの場でもあります。把握した課題を分析し、分かりやすく提示して地域との話し合いのなかで解決していけるように努めます。

【利用者の苦情対応】

利用者及び地域の方々から苦情をいただいた場合、内容は市役所・区役所に書面をもって報告す

るとともに、真摯に受け止め誠意をもって対応する姿勢を職員一人ひとりに教育します。所長を苦情対応の総括責任者とし各部門の管理者を苦情受付・解決責任者として、次の点に留意し心のこもった対応と速やかな解決を図ります。

苦情内容は記録として残し、関係者の会議で要因分析を行って対策を検討すると共に再発の防止に努めます。また苦情の性質上必要と判断される内容については、当法人の設置している第三者委員会により、客観性を担保しつつ適切な対応、解決に結びつけられるよう取り計らいます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

【個人情報の管理の方針】

地域ケアプラザにおいては、施設利用の方々の多くの個人情報を保有することになります。このため、「個人情報の保護に関する法律」等の法令、厚労省のガイドライン、横浜市の「個人情報保護条例」を遵守します。また、利用者の権利・利益を保護するために当法人の「個人情報保護に関する規程」に従って、個人情報の適切な取扱いに関し必要な事項を「個人情報保護に関するマニュアル」に定め、職員に対し研修を実施します。

【職員研修等】

採用時研修で個人情報の保護について、必須科目として受講を促します。勤務開始時には「個人情報の保護に関する誓約書」を提出します。さらに配属後は、年1回以上職場研修を行います。研修では個人情報の保護に関する法律等の法改正に速やかに対応できるよう、内容や留意点も周知します。

市域や区内ケアプラザ等、他事業所等の個人情報漏洩事例については、その内容や原因、予防策等も含めて職員会議(欠席者には事例回覧)等で周知するとともに注意を喚起します。



職員研修

【情報公開】

市の指定管理料等によって運営される地域ケアプラザの事業は、広く住民に状況が開示されることの重要性を理解し「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に準じ適正な対応を行います。

広報誌や法人公式ホームページ等で地域ケアプラザ事業の紹介などを行います。作成の際には、安全かつ適切に情報が得られるようセキュリティを確保するとともに「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき適合レベルに準拠したウェブアクセシビリティに配慮します。また法人広報デザイン部の専門職によるチェック機能により更新しています。

介護サービス情報の公表では、神奈川県指定機関による確認を経て開示します。窓口で閲覧できる資料としては当地域ケアプラザの事業計画書、事業報告書、予算決算書、第三者評価書等をカ

ウンターに常時備え付けます。

年に2回の地域ケアプラザ運営協議会では運営委員の方々への活動報告を行うとともにご意見をお寄せいただき改善に努めます。

【人権尊重】

人権とは、人として生きていくうえで欠かすことにできない基本的な権利であり、この世に生きるすべての人びとが生まれながらにして誰もが当たり前なものとして持っている権利のことです。この権利は、一人ひとりが互いに尊重していかなくてならないものです。

しかし、差別等によって人権が守られない実態（人権侵害）があります。例えば、客観的に支援が必要であるにも関わらず、近所との関係が疎遠であったが為に社会の目に触れず発見が遅れた結果、憲法で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活」を送れない状態に陥ってしまうとか、個人情報や誰にも知られたくない私的な情報がインターネット経由で流れてしまい、永久的に削除困難な状況となりプライバシーが侵害される状態になってしまうなど身近な事例として容易に例えられる程、人権が尊重されるという事は脆いものです。

我々は個人情報だけでなくプライバシーそのものを扱う事業であり、多大な責任を負っています。アセスメント能力の研鑽や画一的な価値観に囚われず多角的な視点による発想の転換、相手の立場に寄り添う努力などを普段の業務から心がけます。地域から信頼される為にも、前項の個人情報保護の取組みと一体的に、プライバシーの漏えい防止、人権感覚を高める努力を続けていきます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

【横浜市地球温暖化対策実行計画】

環境問題は温暖化が地球規模となり、今や環境への配慮を欠いては私たちの生活は成り立ちません。横浜市は「ZerCoarbonYokohama」と銘打った2050年までの脱炭素化という目標を掲げました。

公の施設である地域ケアプラザもこれに基づき取組み、職員一人ひとりが環境に配慮した行動を実践していきます。

【ヨコハマプラ5.3計画（横浜市一般廃棄物処理基本計画）】

横浜市では従来のごみ削減への取組みに加え、燃やすごみに含まれるプラスチックごみの削減を重点的に進めることで温室効果ガス排出量を2030年度までに2万トンを削減（2022年度比）を目指しています。地域ケアプラザ運営で出るごみについても、新しい基準に沿った分別を徹底します。

【市内中小企業優先発注について】

横浜市においては、横浜市中小企業振興基本条例において「市内に立地する企業の大多数を占める中小企業は、それぞれの業種・職種において市内経済を根幹から支え、地域のまちづくりや雇用、

災害時の助け合いなど、地域社会へ貢献するとともに、大企業を様々な面から補完する存在として横浜市の発展に大きく寄与してきた」「市内経済の持続可能な発展のためには、中小企業の意欲的で創造的な活動を支援する事が不可欠である」との考えが示されています。こうした背景のある中小企業のさらなる発展に寄与するべく、市内、とりわけ当地域ケアプラザ担当地区内にある中小企業に施設修繕や備品購入等の発注を優先的にを行います。

具体的には、横浜市ホームページなどから得られる市内業者一覧の中から特に当地域ケアプラザ近隣にある事業所等をリスト化し、日常的な物品調達、役務委託等を依頼できるようにします。また法人の経理規程に基づき、一定条件下においては複数の見積合わせをする事で、不要な経費増額を抑制します。

【男女共同参画推進について】

横浜市は、第5次横浜市男女共同参画行動計画にて「性別に関わらず多様な選択を実現できる社会」を目指しており、私たちは当該行動計画の主旨に則り、性別によるあらゆる差別を排し、機会の平等を推進します。具体的には、「横浜市男女共同参画推進条例」に準拠し、職員は市の男女比目標を上回るよう採用・配置計画を進めます。当法人では看護師、ケアワーカー等を中心に多くの職員が出産・育児休業を取得することから、当地域ケアプラザにおいても、こうした休業を本人の希望に基づき取得できるよう支援します。

【障害者就労施設等からの物品等の積極的な調達について】

横浜市では「横浜市における障害者就労施設等からの優先調達方針」にて「本市における障害者就労施設等からの優先調達の一層の推進を図る」とされており、更に「横浜市が障害者就労施設等からの物品及び役務の優先的な調達を推進することにより、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資する」としています。

誰にでも、様々な理由から社会生活や日常生活を送るのに支障がある障がいを負う可能性があり、「障害者の自立」は、まさに未来の我々の人生にも大きく関与するものであります。障がい者の方への自立支援に係る環境を整える事は、横浜市民全体の将来的な課題への予防的施策と捉え、私たちは障害者就労施設より積極的に物品調達を行います。

【従来の取組みの継続】

①リデュース(発生抑制)・・・ごみそのものを減らす

ごみのもとになる無駄づかいを減らします。出来るだけ物は購入しません。中古品、リサイクル品、グリーン購入適合品を必要な分だけ購入します。購入したものは出来るだけ長く使います。

②リユース(再使用)・・・何回も繰り返し使う

物品を購入する場合は繰り返し使えるもの、不要紙の裏紙の利用など小さなことでも徹底した取り組みによって、職員にゴミの減量化を意識づけます。

③リサイクル(再生利用)・・・分別して再び資源として利用する

廃棄する場合、全職員が分別を徹底すると共に事業の意味を周知し徹底を図ります。

【電気・ガス等エネルギーの使用の削減】

- ①電気等エネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出量の削減に取り組みます。
- ②空調設備の運転は冷暖房の設定温度を夏季 28 度、冬季 20 度を目安に設定して省エネルギー運転を行います。服装等はクールビズ、ウォームビズで対応します。
- ③昼休みなどは使用していない OA 機器の電源を切ります。
- ④不要な照明等はこまめに消灯する事を徹底します。
- ⑤館内掲示等で、施設ご利用者へ向けて省エネルギーの呼びかけを励行します。

【建物内外の整備】

5S（整理、整頓、清掃、清潔、躰）1U（美しい）運動を推進します。5S の取り組みによって、来訪者が気持ちよく活動できるようにします。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

地域ケアプラザという社会資源を地域の方に最大限ご活用いただけるよう施設の稼働率向上に努めます。法人の行動指針にも示されている通り“あたたかい心のこもったご挨拶で応対”することを徹底し、明るい応対を基礎とします。また、施設のご利用にあたっては分かりやすさが重要だと考えます。団体区分ごとの利用予約可能期間を受付に大きく表示し、ご利用者が積極的に施設を利用できる体制を整えます。利用促進のための情報提供は様々な媒体を積極的に活用して周知活動を進めます。

【貸館情報の周知】

空き情報が閲覧できる台帳を窓口を設置し、登録団体による確認や予約が容易にできるようにします。これを活用して利用される方々がそれぞれの活動予定を立てるための支援をします。

【夜間や土・日曜日などの利用促進】

貸館の少ない曜日や時間帯のご利用を地域の各活動団体やサークル等におすすめし、できるだけ空き時間のない貸館の有効利用を進めるよう努めます。具体的には昼間就労している方々を対象とした企画等で、若い世代の健康増進の意識向上等にも繋がるよう、有益な情報を伝える取り組みを進めます。土・日や祝祭日には、小中学生等就学年齢層及びその保護者が参加しやすく、かつ魅力ある企画を実施して利用の拡大を図ります。

また、現在活動中のサークルの情報や参加者募集の情報を館内に掲示、窓口での貸館情報の提供で活動が円滑に行えるだけでなく、サークル活動団体が常に参加者を確保でき、活動が継続で

きるよう支援を行います。

【登録団体交流会】

登録団体交流会で「ご利用の手引き」「ご利用のしおり」を登録団体に配布し、交流会では団体同士が互いに活動を紹介したり、ボランティア活動を募集したりできるようなお知らせをする時間を設けます。また、地域に向けて活動の周知を行いたい団体や関係機関（子育て支援拠点など）の情報を提供していただき、サークル立ち上げ支援も含め、ニーズのある活動が活性化するよう努め、活動場所を提供します。



登録団体交流会

【ホームページでの情報提供】

当地域ケアプラザのホームページでは、施設の概要と催事の案内を中心に情報提供しています。施設で活動されている状況や利用者の声（感想やメンバーの募集等）、地域ケアプラザからのお知らせ等の情報提供を行います。

【広報誌の発行】

魅力ある広報誌を毎月発行し、地域ケアプラザの事業内容や各種講座・イベントなどを紹介して施設利用の促進を図ります。広報誌は担当エリア内自治会町内会、区内地域ケアプラザ、地区センター、コミュニティハウス、薬局、医療機関、店舗等へお届けし、当地域ケアプラザの情報が地域住民に届く機会を増やすよう努めます。

【魅力ある自主事業の企画実施】

魅力ある自主事業を企画実施することで、来館者の増加を目指します。多くの自主事業を企画し、自立化を促して定期利用につなげるなど利用率の向上を目指します。地域や利用者のニーズにあった魅力ある自主事業を企画します。

【Wi-Fi 設備の活用】

令和2年度から整備されたWi-Fi設備を活用して、様々な理由で外出が困難な方がオンラインで事業に参加できる環境など、多様な可能性を確保することで施設の利用促進を進めます。新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症リスクを考慮した生活様式にも対応できると考えます。

【貸館稼働率】

登録団体に不便なく貸館をご利用いただくためにも、さらに多くの利用者に効率的にご活用いただくためにも、稼働率に余裕のある時間帯や貸室で活動できる自立化サークルを自主事業から創出するなどの取組みを継続していきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

高齢者や子ども、障がい者等の福祉保健等に関する相談を総合的に受付け、サービスの調整や行政サービスの申請代行、苦情相談受付やそれに伴う情報提供をします。

【地域ニーズの把握】

適切な情報提供のためにまず不可欠なのはニーズの把握であると考えます。盆踊りやイベント等の地域の様々な催し物には所長をはじめ、それぞれの専門職職員が可能な限り参加し地域の状況を把握します。また、自治会町内会ごとの見守り活動や、災害時要援護者、見守り活動への支援を通じて地域ニーズの把握に努めます。地域包括支援センターでは相談業務及び訪問等で得られる個人情報と地域情報を整理し地域の個別ニーズの傾向と支援の方向性を知るための重要な資料とします。

【主な情報提供内容】

①高齢者分野

介護保険制度の居宅サービスや施設サービスの他、横浜市独自事業（食事サービスやおむつ給付、ごみの持ち出し収集等）、地域権利擁護事業（社会福祉協議会所管 横浜生活あんしんセンターによる預貯金管理サービスや成年後見制度等）、法テラス（無料法律相談）等

②子ども分野

地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、一時保育、乳幼児一時預り事業、休日・年末年始保育、病児保育、病後児保育、24時間型緊急一時保育、横浜子育てサポートシステム、家庭的保育事業、小規模保育事業、横浜保育室、認可保育所、認定こども園、認可外保育施設、幼稚園

③障がい分野

障害者総合支援法のサービス、中途障害者地域活動センター、障害者手帳の交付、高額障害福祉サービス等給付費、障害者グループホーム等

【考え方及び提供方法】

昨今の晩婚化や女性の就業率上昇、独居高齢者の増加などの社会情勢の変化に伴う、課題の複雑化に対応し、孤立化や対応の遅れなどのリスクを認識しつつ、より良い情報提供が可能となるような取り組みを行います。

【他機関との連携方法】

1. ピアカウンセリング(当事者同士が集まってお互いの状況、心情を話しあうことにより、辛さを分かち合い助言しあう会) 効果を期待できる家族会等のインフォーマルサービスの情報を、公的サービスの情報と同様に行政等関係機関と連携して速やかに必要な方々にお届け

する取組みを進める。

2. 民生委員の方々や区の担当ケースワーカーと情報交換を定期的に行い、地域の中で課題を抱えた方々への支援方法について検討し、可能な限り早期の訪問を開始する。その際は個々の世帯により異なる事情、長い年月を積み重ねて育まれた生活様式や人生観、価値観を尊重し、画一的な支援体制作りや指導的な対応は避け、共感的姿勢で接する事で信頼関係の醸成を行いつつ、それぞれの事情に応じた解決策を示していく。
3. 高齢者、障がい、こども支援、それぞれの各関係機関と情報共有しつつ多角的な視点で支援方法を検証する。より良い対応を常に追求し、独善的にならないよう客観性を確保する態勢で臨む。介護・育児・障がい等の課題に加えて虐待や貧困等の課題も複合的にかかっている場合など複数の関係機関や部署を横断するような複合的課題を持つ事例があった場合は、必要に応じ関係部署間を仲介する役割を担う。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザは、公の施設の管理者として横浜市から指定されたものであり、横浜市基本構想に基づく地域福祉保健計画を実現するため、地域ケアプラザの役割を踏まえ、関係機関の情報を把握し、連携して、地域ニーズに即した管理運営を行なう必要があると考えます。

【職員間の情報共有】

職員は日々のコミュニケーションに加え、情報共有ツールや相談内容の回覧にて日々情報把握を行っており、職員が休暇中であっても他の職員で対応できるようになっています。加えて毎月定期会議にて各事業担当の動きを確認し、共通の目標である事業計画の進捗も随時確認する事で、円滑で滞りなく情報伝達できる職場環境を作っています。

【福祉・保健・医療機関との連携】

国全体で推し進めている地域包括ケアシステムの実現には、医療と介護の連携がさらに重要となる為、区医師会との連携や情報共有等に努め、かかりつけ医、家族、区役所等との橋渡しに努めます。また、独居高齢者急変時の対応、要介護状態の退院者の介護申請代行、受入場所の確保等にも病院と連携して対応します。横浜市在宅医療連携拠点等も活用し「医療と介護の連携」を実践できるようにしたいと考えます。



横浜市在宅医療連携拠点
(よこはま保健医療プラン)

今後も自宅で最期を迎えられる方々は増え、在宅看取りを支えるためのニーズは増加すると考えられます。在宅看取りの場合は訪問診療医、訪問看護師、薬剤師、医療機器メーカー、訪問介

護、福祉用具貸与などの医療・介護事業者だけでなく、ご逝去後の段取りについて支援してくれる葬儀社や相続関係を取り仕切る司法書士などの法律職、残された家族を支える家族会など、非常に多様な職種や立場の方が関わります。これらの方々が一つのチームとして円滑にご本人やご家族を支援できるようネットワークづくりに努めます。

協力医との連携はもちろん、区内近隣の医療機関や総合病院との連携を常に意識し協力体制の確立と良好な関係性の構築に努めます。

【老人福祉センターとの情報共有】

老人福祉センターは高齢者の皆さまが健康で明るい生活を楽しむための施設です。仲間と交流したり健康相談や講座受講で教養を高めたり、生きがいを育む場所です。運動や音楽、趣味活動など、多岐にわたるグループ活動や自主事業が行われ、地域の方の活動の場になっています。そういった老人福祉センターの取り組みを把握することで、認知症や疾患や障がい、加齢による機能低下等があっても通い続けられるプログラムを地域ケアプラザとして提供していきます。そうすることで地域の方にとって、地域ケアプラザと老人福祉センターによる一体的な支援が提供でき、障がいがあったり、虚弱になっても通い続けることができることを目指します。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

【自治会町内会とのネットワーク】

地域ケアプラザにとって地域の方々とともに自治会町内会と協働し連携した取り組みは必須要件と考えています。地区自治連合会と信頼関係を築き、地域に起こる様々な課題を見出し解決策を共に考えるなど、地域とともに歩んでいく地域ケアプラザを目指しています。このためには、地域ケアプラザ運営の方向性は常に自治会町内会と歩調を合わせ、ネットワークの起点になっているべきだと考えます。

【地区社会福祉協議会とのネットワーク】

地区社会福祉協議会は、身近な福祉活動の担い手として活動し「自分達の暮らしている地域の福祉課題は先ず自ら取り組み解決していこう」という理念から組織され、地域の困りごとを発見し解決に向けた活動を住民同士で話し合い、取り組める民間組織としての「自主性」と、行政や専門家と対等な立場での意見交換や、共同募金などから成る福祉のためのお金を有効に地域で活用できる組織としての「公共性」という2つの大きな特徴を持っています。地域が抱える多様化した課題を正確に把握し、地区社会福祉協議会と情報共有しながら話し合い解決へと取り組んでいきます。地域課題への具体的な取り組みは地区社会福祉協議会とのネットワークの中で進めていく必要があると考えます。

【地区民生委員児童委員協議会との連携】

民生委員児童委員協議会は厚生労働大臣から委嘱され、地域住民から選出され活動されています。皆さまはそれぞれが担当する地域において、介護や子育てなど福祉に関する住民の相談に応じ、困難な課題を抱える世帯への支援方法の検討もされています。主任児童委員は地域の中の関係機関と連携し、子どもや子育て家庭を支援する活動を行う推進役として、児童に関する課題に取り組まれています。このように民生委員児童委員協議会は地域福祉の最前線の担い手ですので、当地域ケアプラザとしても密接に連携し取り組んでまいります。

- ①日常的に情報を共有し、民生委員児童委員の抱える諸課題に対しては、地域包括支援センターが専門的な立場から支援し、委員の方々が安心して活動出来る環境を作ります。また、困難ケース等については行政や関係機関につないでいきます。
- ②災害時要援護者の見守りなどへの取り組みを支援してまいります。
- ③意見交換会を開催し、民生委員の役割の再認識と地域情報の共有化を図るとともに連携を深め、協働した取り組みを重ねてまいります。

【地区老人クラブ連合会とのネットワーク】

老人クラブは、高齢者が生きがいをもって安心して暮らしていくために、健康で自立し身近な仲間と支え合いながら住みよい地域づくりを進めるために「健康」「友愛」「奉仕」の活動に取り組まれています。当地域ケアプラザでは、高齢者がいつまでも元気で暮らし続けられるよう介護予防事業を充実していきたいと考えていますので、多くの方の参加を期待しています。高齢者向けの地域ケアプラザ事業等を円滑に進めるためにも、地区老人クラブ連合会の方々との連携に努めます。消費者被害、健康管理、認知症予防等の情報提供は機会あるごとに提供しています。

【保健活動推進員とのネットワーク】

地域の子育て支援事業、地域での健康測定（血圧、握力、血管年齢チェック等）等をすすめている地区保健活動推進員とは協働して事業を行い、地域ケアプラザの事業の情報提供をし相互に随時情報共有しています。

【その他の地域活動団体とのネットワーク】

地区青少年指導員、スポーツ推進員等、地域活動団体とも地域の行事や地域ケアプラザの活動を通して、地域の福祉保健事業を協働してすすめていきます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

【行政機関との連携】

地域ケアプラザは指定管理者に指定されると、区長と指定された法人との間で「地域ケアプラ

ザの管理運営に関する基本協定書」及び「年度協定書」を締結します。この協定書では、区長と指定された法人が「相互に協力し、地域ケアプラザを適正かつ円滑に管理運営するために必要事項を定めることを目的とする」となっています。受託法人は、この協定書に基づき、区役所の指導の下に連携し、地域の様々な課題等に取り組むことが必要であると考えます。

1. 生活支援体制整備事業に関わる連携

生活支援体制整備事業は介護保険制度ではカバーしきれない生活の支援を提供するための事業です。生活支援体制整備事業を推進するために区役所、区社会福祉協議会と連携しながら、地域の社会資源の把握に務めます。担当エリアのインフォーマルサービスの育成と運営、そして継続していくうえで、連合自治会町内会、地区社会福祉協議会、各地域の関係団体と協働で取り組み、情報共有しながら地域課題の解決に向けて共に協議をしていきます。

2. 地域包括支援事業に関わる連携

地域包括支援センターは地域に開かれた福祉保健分野の総合相談窓口です。地域の方々の相談には、区福祉保健センターと連携した対応を要する事例が多々あります。特に様々な要因で支援が困難な事例については、区福祉保健センター職員との定例カンファレンス等にて役割分担を明確にし、対応してまいります。

3. 区福祉保健課との連携

区及び地区の福祉保健計画の推進に、区役所と当地域ケアプラザが役割分担しながら、時に協働して対応していきます。また、行政関係部署並びに地域包括支援センター部門、生活支援体制整備事業部門とも協働してネットワークを構築する事で地域課題の抽出を行い、その解決のために様々な関係機関との連絡調整を行います。その中で地域福祉保健計画で掲げられた目標の達成にも寄与していきたいと考えています。

4. 子育て支援事業の連携

区子ども家庭支援課の地区担当や子育て支援拠点、主任児童委員、民生委員と連携し、地域で安心して出産・子育てが出来るよう、地域での親子の居場所、親同士のつながり、子育てなどの相談の場となる事業の実施や後方支援を行います。支援の必要な方を把握した際は、上記関係各署と連携し見守りなど支援を実施します。

5. 障がい者への理解とネットワーク推進

区行政（高齢・障害担当）地域障害施設や関係機関と連携して、障がい者が地域で安心して暮らせるように取り組みます。障がいに対する理解が深まるように講演会などを通じて意識の醸成を図ります。

6. 介護予防・日常生活支援総合事業

横浜市においても介護予防・日常生活支援総合事業として平成 28 年度より一般介護予防事業

が展開されています。地域包括支援センターも区役所と連携し、体力向上プログラムのほか脳力向上プログラムを実施します。行政関係部署及び地域活動交流コーディネーターとも共同してネットワークを構築し、地域の諸課題に対応して参ります。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

地域の情報やニーズと照らし合わせつつ、地域福祉保健計画地区別計画の策定・推進には地区社会福祉協議会といっしょに具体的な活動をしていきます。地域と区役所及び区社会福祉協議会との間の橋渡し役を務め、支援チームが的確な支援を行えるよう調整します。また、支援チームの中で区全体計画との整合性を確認し、活動の方向性を調整します。

青葉区地域福祉保健計画「青葉かがやく生き生きプラン」を常に念頭に置いて地域活動の充実を図ります。抽出された地域ニーズや情報を適切に整理し PDCA サイクルの中で必要に応じて修正等も加えながら、具体的な取り組みに繋がります。区役所や区社会福祉協議会などとも日常的な連携を図り、地域ケアプラザ全体で取り組んでいきたいと考えます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

【基本姿勢】

地域で展開する自主事業の計画は高齢者分野、子ども分野、障がい児・者分野の3本柱を基本とし、どの分野にも偏ることがないようにバランスを取りながら進めます。5職種が協働して、各部署の専門職が持つ特性を生かした質の高い自主事業を企画します。

地域行事や地域子育てサロン等へ積極的に参加するなど様々な機会を通じて情報を収集し、ニーズの把握に努め、自主事業へ反映させます。それぞれの職種が手分けをして集めた情報は地域ケアプラザ内で共有し、多角的な情報把握に努めます。また当然、地区自治連合会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等との共有を密に行うことで内容の充実を図ります。

【自主化への取り組み】

地域ケアプラザで企画する自主事業は立ち上げる段階から自主化に向けたスケジュールを意識します。その上で、自主化後の安定的な運営に向けて、継続的に適切な参加者を確保できるよう新規募集や事業分散等の調整を状況に合わせながら随時行う等で形作っていきます。事業のま

とめ役となる人材を自主事業実施期間中に支援し、必要に応じて講師の情報提供や自立後の参加費及び講師料に関する条件の調整等を行い、継続的に円滑な運営ができるように調整します。

自主活動運営時にその担い手に大きな負担がかからないように注意しながら、安定性・継続性のある体制作りを支援します。また、自主化後も安定した活動が継続できるよう支援します。

【高齢者分野】

人気の高い体操や歌声サロン、地域の方の集いの場や交流のきっかけとなる自主事業を企画実施します。また、男性高齢者の集いの場も作っていききたいと思います。

地域行事への参加しそこで、例えば活動中の地域の方を講師にお迎えし、特技を活かす活躍の場を提案することも出来ると考えます。「絵手紙」「フラワーアレンジ」「編み物」等のように体操系以外の講座も企画し自主運営サークル活動へつなげる支援も行います。高齢者サロンのような取組みも進め、地域ケアプラザに来所しにくいエリアの方へは、出張による事業も活発に取り組めます。

【子育て支援・こども分野】

子育て支援のニーズへの対応も重要な活動になります。就園前から小学校までの子ども分野の企画は子育て中の保護者も対象に入るため事業対象者の層を細かく分析し、それぞれの立場に合わせた企画が必要になります。

利用者アンケートの結果を対象別に集計し、対象が求めている内容の講座や事業を行うよう取り組みます。乳幼児の保護者のニーズを適切に把握・理解した交流の場の提供や、子育てに関する相談などの情報収集をもとにして子育て中に息抜きや悩み相談ができるような企画や子育てを通じて地域とのつながりができるような事業、子育て世代同士の交流やご近所で声を掛け合い誘い合う事で孤立を防ぐことを目的とした事業等にも取り組みます。

地域の専門家の協力を得て、妊娠時から準備が出来るような企画を通して出産の不安感を軽減する取組みも進めたいと考えます。また周辺小中学校と連携し、当地域ケアプラザの場を活用した授業への協力（総合学習の福祉教育、職業体験など）の中で、小中学校が当地域ケアプラザに期待する役割の把握と提供に努めます。ジュニアボランティア等と連携しボランティア活動の場を提供する事で、小さいうちから身近な人への思いやりの心を育み、次世代を担うボランティア育成にも取り組みます。小中学生への学習支援を地域の高校生に担ってもらおうという形で世代間交流も含めた複数の狙いを組み込ませた取組みも進めます。



地域の高校生による
小中学生への学習支援

【障がい児・者分野】

障がい分野への理解について地域の方々からの関心度が高いと感じています。「障がいの理解講座」等を実施し、地域で障がいの理解を進めていきます。地域活動ホームや区精神障害者生活支援センター等関係機関との連携も進め、施設見学会やボランティア活動へ繋げていきたいと思

います。

地域生活支援拠点連携会議などにも参画し、地域課題を多角的に分析し障がい児・者が安心して暮らせる地域づくりを目指し、地域住民が障がい児・者への理解を深める活動を継続します。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

【効率的な利用への取り組み】

受付に最新の貸室予約状況台帳を設置し、空室を効率的に予約していただけるよう努めます。また、登録団体には登録時からおよそその活動予定を決めていただき、できる限り貸室希望日時の重複が無いよう調整を図ります。曜日や時間の偏りを減らすことで効率的な利用に努めます。

【利用方法の周知】

地域ケアプラザの利用方法を案内リーフレットや説明会などで周知し、「利用しやすい地域ケアプラザ」であることを強く働きかけます。毎年実施する利用団体向けアンケートの結果を踏まえて、継続的に利用のしやすさへの改善を図るとともにその内容については館内に掲示や利用団体交流会での報告など、利用者の目に見える体制を維持します。

【活動団体の広報支援】

館内で活動団体紹介コーナーを設け、広報紙で活動の様子を取り上げるなどの情報発信をすることで、団体の広報活動を支援し活性化を促進します。

【活動の調整と支援】

地域ケアプラザが調整役となり団体間での活動スケジュールを調整し、計画的にご利用いただくことでスムーズな活動を支援します。利用団体にも調整や譲り合いにご理解ご協力いただけるよう丁寧な説明を心がけます。また、備品（機材、大型遊具、書籍、印刷物など）を一定のルールの下にお預かりするなどの、利用時の負担軽減により活発な活動を支援します。スペース等は団体ごとの公平性を確保し、納得感のある調整をします。

【団体間の連携促進】

団体が互いに協力連携を図れるような関係性づくりを支援します。合同参加できるイベントの開催や交流会等に積極的に取組めます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

ボランティアの語源は、ラテン語の「voluntas（意志）」だそうです。地域の方々が自発的な意志で人や社会に貢献する意義を踏まえつつ、ボランティア希望者のコーディネートを行うだけでなくボランティア発掘や育成にも積極的に取り組みます。

また横浜市の地域福祉保健計画では、地域で顔の見える関係や地域が支え合って行く関係等から最終的には、地域のネットワーク化等を目指しています。この担い手は多くのボランティアを輩出することで確保され则认为ます。従って、ボランティアのコーディネート、発掘、育成は地域福祉保健計画が求める重要な活動と捉えています。地域ケアプラザのボランティア育成及びコーディネートは、ボランティア活動や地域の担い手につながる人づくりをすすめ、身近な地域での助け合い活動が推進されることを目標とします。

【ボランティア育成のための取り組み】

まずは適切なボランティア研修の情報発信に取り組み、地域の参加を促します。地域ケアプラザの自主事業からもボランティアの発掘に取り組みます。障害児支援事業に関しては近隣の中学校や高校へ出向き、活動に結びつくよう働きかけも出来ます。また、今後は一人暮らし男性の増加が見込まれるので、中高年の男性ボランティアの活躍が期待されます。男性を対象とした自主事業などを通じて、男性ボランティアの募集と育成に努めます。

【子育て支援事業や保育ボランティアの育成】

子育てに関する自主事業としてキッズルームや親子体操、ベビーリトミック、キッズリトミックを行い、その子育ての自主事業に関った親御さんたちを子育てボランティアの担い手として働きかけます。また、子育て支援事業などで保育ボランティアを募り、保護者が事業に専念できるようにするだけでなく、ボランティア活動の機会を増やし相乗効果をもたらすよう努めます。

【障がい児・者ボランティアの育成】

障がい児の通学など、障がいのある方にとっては移動に課題を持つケースが多く見られます。その為、移動支援を担うボランティアへのニーズは高いように見受けれます。特に障がい児を支援するガイドボランティアは子どもの成長に合わせて継続的な関係性を維持できることから、障がい児・者が将来に渡って安心して地域に暮らし続けるための心強い存在になり得ます。

【次代を担うボランティアの育成】

また、一方では支援を必要とする地域の小中学生からも地域のためのボランティアへの意欲が発見できると思います。高校でも地域活動への取組みに積極的な学校が多くあります。地域づくりをテーマに取り上げる大学も多くあります。

次世代ボランティアの育成及び発掘にも多くの可能性があると考えます。学校での福祉体験授業に参画し、小学校からのボランティア体験や施設見学を積極的に受け入れていきます。また「認知症サポーター講座」を小中学校対象に実施することでボランティアへの参加意識を促します。

地域のイベントへボランティアとして参加することで、継続的な活動のきっかけとなるケースもあると思います。小中学校と連携し、地域と子ども達をつなげる取組みを進めます。

子どもたちに地域での思い出をたくさん作ってもらうことで地域愛を育むことも将来の地域づくりのために重要だと考えています。

【ボランティア活動希望者のコーディネート】

ボランティア活動を希望する人のボランティア登録を促し、活動希望者と手助けを求める人や会員募集をする団体とのコーディネートを行います。貸室利用団体へも地域福祉保健活動やボランティアの参加を呼びかけます。並行して障がい児者、高齢者、子育て支援への理解を深められる事業を実施し、これらに協力してくださる方の募集、育成に努めます。

【よこはまシニアボランティアポイント】

講師認定を受けた地域ケアプラザ職員による、よこはまシニアボランティアポイント登録研修会を開催し、元気な高齢者が地域の介護施設等でボランティア活動を行う事により、本人の健康維持と介護予防、社会参加・地域貢献を通じた「生きがい作り」を促進します。ボランティア先の介護施設等と地域とのつながりを深めることにも取り組みます。



よこはまシニアボランティア
ポイントカード

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

【情報収集】

地域住民のニーズを把握し、地域内の社会資源を把握することにより関係者のネットワークづくりやマッチングが可能となります。さらに今後どのようなサービス開発が必要なのかも同時に把握できます。以下に具体策を提示します。

1. 社会資源の把握

地域のボランティア活動団体や企業のボランティア活動の取り組み等に関して、広く情報収集を行います。把握できた活動団体とは相互の情報交換を行い、各活動の特性を理解し協力連携を図ります。個人から団体及び企業に至るすべての活動団体に対して地域の福祉保健活動等の活性化と円滑な運営の為の支援を行い、地域貢献を進めると共に施設利用にも反映させます。



(1) 行政機関

横浜市や区保健福祉センター（福祉保健課、高齢障害支援課、こども家庭支援課、生活支援課など）や保健所、消防署等との連携を定期的に行うことにより正確で有益な情報が数多く入手できます。

(2) 保健・福祉・医療の各団体

地域内には行政機関以外にも健康増進や介護予防を目的とした活動を行っている機関や団体があります。こうした団体の活動内容を把握し連携を図ります。

特に民生委員児童委員協議会の取組みに、日頃から密接に連携することで地域の取組みについて把握していきます。また、医療との連携は地域包括ケアの推進において重要な課題の一つとなっています。医師会・歯科医師会・薬剤師会・ケアマネジャー・行政・地域包括支援センターが連携して地域課題を共有します。

(3) 自治会・町内会

自治会町内会等で健康増進活動や福祉活動に取り組んでいる場合もあります。こうした組織の活動内容は主に、(1)見守り・声かけ活動(2)生活支援等の助け合い活動(3)体力づくり活動などがあります。これらの活動と連携してだけでなく、時にはこうした活動の活性化に向けて支援を行っていきます。

(4) ボランティアグループ・NPO

ボランティア団体やNPOの活動内容は多岐に渡りますが、当地域ケアプラザとして特に高齢者の孤立防止や生活支援に関する活動を把握していきます。無償ボランティアで活動を行っている団体や有償で助け合い活動を行っている団体もあると思いますが、それぞれの活動理念や設立の経緯などの把握に努め相互協力体制確立に努めます。活動団体には高齢者を支援する社会資源として活用するだけでなく、高齢者自身の社会参加や社会的役割を果たす機会としての側面もあるものと考えます。

(5) ボランティアセンター 社会福祉協議会

社会福祉協議会は全国、都道府県、市区町村の段階でそれぞれボランティアセンター等を設置しています。上記のボランティアグループやNPOなどと連携していくにあたっては、地域内のとりまとめとして状況を把握しているボランティアセンターと連携も必要となります。地域内の様々な組織やキーパーソンを紹介してもらう他、共同で人材養成等を行うことも進めます。

2. 生活支援サービスに対するニーズの把握

既存の統計データや調査結果を把握し、地域住民との活動を通して把握したニーズや気づきを集約していくことによって、その地域で生活する地域住民の生活ニーズの状況を捉えていきます。現状のサービスや活動では対応が難しい問題も、今後の対応を考えていくうえで非常に重要

な点が含まれている為、しっかりと把握していきます。また地域で活動する専門職からも貴重な情報が得られます。

(1) 個別事例の情報収集と分析

既に様々な専門職が生活支援に関わっている場合も多いので具体的なニーズや生活状況を把握するため、介護保険事業者や他の地域包括支援センター等から個別事例を収集し、生活ニーズと支援方法を分析することができます。また、個別事例を通して、地域内で高齢者の生活支援に活用できる社会資源を把握することにつなげます。



(2) 行政資料の活用

地域住民の状況は行政の保険年金課や介護保険課等がデータを取りまとめており、介護保険事業計画では過去からの推移や将来推計も掲載されています。また、行政計画を策定する過程においては、地域住民の様々な生活ニーズの調査を行政が行い報告書にまとめられている場合もありますので、こうした既存の行政資料を活用します。

(3) 個別訪問・地域住民懇親会

個別訪問や地域住民懇親会等で直接の声として具体的な生活ニーズを把握します。個別訪問は心身の状態や生活状況、周辺の環境を把握することもできます。安否確認やコミュニケーションの機会としての訪問を活用し、対象者との関係性を構築します。

【情報提供】

1. 館内での情報掲示

個別の情報提供の他にも当地域ケアプラザ貸館利用登録団体の活動状況や福祉保健に関する様々な事業に関する情報は地域ケアプラザ館内でも積極的に掲示し、自身で比較検討や選択ができる体制も整えます。また、広報誌やホームページ、個別チラシ等での周知活動も活発に実施します。

2. 地域・近隣施設への情報提供

地区自治連合会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会等の会合に出席させて頂けるようお願いしていきます。地域の夏祭りや新年会といったイベントや防災訓練、小学校行事等へ積極的に出席するなど、様々な場面でニーズを把握し情報を提供します。



館内での情報掲示

3. ケアプラザ広報誌

定期的にケアプラザ広報誌を発行し、地域への回覧や町内の掲示板への掲示、医療機関や商店街等へのチラシ類設置依頼を通じてPR活動を実施します。また、法人ホームページも広報誌等の内容を紹介しインターネットからも簡単に情報が得られる環境を作ります。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

生活支援体制整備事業は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく日常生活を営むことができるよう、多様な主体が連携協力し、高齢者の生活支援や介護予防、社会参加の充実した地域づくりを目指します。横浜市の介護予防・生活支援サービス補助事業における「通所型支援」「訪問型支援」「配食支援」「見守り支援」を進めていくために、地域ケアプラザ担当地域全体について高齢者の生活上におけるニーズの把握と課題を抽出した上で地域住民に働きかけを行い、住民主体サービスの基礎を構築します。

【ニーズの把握】

1. 基本的な情報収集

横浜市や区役所から提供される人口構成や高齢化率等の一般的なデータから、各種統計資料や報告書等のデータを組み合わせ、データから読み取れる地区の特徴や傾向を把握します。

2. 包括支援センター、居宅事業所からの情報収集

地域ケアプラザ地域包括支援センターや地域にて活動する居宅介護支援事業所で把握している情報を収集し地域としての課題分析に役立てます。特に、介護保険制度ではカバーされないニーズなどの情報が把握できると考えています。

3. 関係機関からの情報収集

各自治会町内会や民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会からもたくさんの情報を得ることも出来ます。そのような地域課題を解決する為に既存の住民活動を結びつけることを想定した連絡調整も行ないます。

【ニーズの分析】

上記手段で収集した情報に加え、各部門で得た情報を当地域ケアプラザ内の会議等を通じて情報共有します。その中でニーズの内容や傾向などの分析を行い、自治連合会や地区社会福祉協議会などの地域組織と協働して、課題解決に向けた検討を進めます。地域特性を考慮し、地域の方々と協働して協議体をあげることで、区役所や区社会福祉協議会も含めて多角的に分析することを心がけます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

地域活動や会議等に積極的に参加することで、地域住民や組織などの社会資源を把握します。地域住民と顔の見える関係性が強まることで社会資源の把握にとどまらず、活動の利点や課題、ニーズも把握することができるので、情報を整理して分析することにつながります。

【多様な社会資源の把握】

最近バス会社やタクシー会社が経営と地域貢献のマッチングに前向きに取り組んでいる事例もあります。また当法人の取組み事例として、大手スーパー協力のもと定期的な移動販売の活動も実現しています。特別養護老人ホームが買い物送迎支援をしている例もあります。社会福祉法人の多くは地域貢献に前向きな姿勢を持っています。

半面、地域とつながるノウハウを持たず、結果として地域とのつながりが希薄な企業や施設事業所が多々あります。近隣の事業所を訪問し社会資源の把握に努めながら生活支援体制整備事業を地域のケアマネジャーへ周知する機会にもしていきたいと思います。ケアマネジャーと住民主体の生活支援ボランティアのつなぎ役として地域ケアプラザが関わることで、介護保険ではカバーできない部分を住民ボランティアが支援することで両輪がうまく稼働できるようにしていきます。また、地域ケア会議や協議体等を活用して活動団体への理解を深め、さらに団体同士が連携できる環境作りも進めていきます。

近隣の学校へは、職業体験の受入や福祉教育への協力、認知症サポーター講座の開催などを通して関係性を深めます。学校運営協議会やスクールゾーン協議会への参画もお願いしていきたいと考えます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

地域の方々が、少しでも長く住み慣れた家で安心して暮らし続けられるような地域にするための課題について、まずは自治会町内会や地域の方々の想いを集めます。地域ケア会議や地区懇談会でも課題が現れるかもしれません。課題が見えたら自治会町内会や地区社協、民生委員児童委員の皆さまと共有を図ります。共有できる課題が定まれば協議体の設置です。

その協議体から派生する形で見守り活動や集いの場の立ち上げを支援します。例えば、見守りについての協議体では地域の気になる方や支援が必要とされている方を把握し課題を抽出します。地域とつながりを作り支え合っていくためのゆるやかな見守り活動は重要で効果的な活動です。また、各自治会町内会の見守り活動で見えてきた新たな課題や独自の取組みなどについて、情報共有や意見交換、さらに発展させるためのネットワーク構築の場も必要であると考えます。

引きこもりがちになり食欲やADLの低下を引き起こさないために、近くの行きやすい場所で体操したり交流をする集いの場が地域の方々には大切です。どうしたら引きこもりがちな人に参加してもらえるか、いろいろな資源の活用ができないかなどについて多角的に検討する場としても協議体が必要となります。

このように、「住民が必要とする活動」を基盤として、その必要性に応じて組織の発展に働きかける事で、徐々に組織運営のノウハウや実績を積み上げる、という手法を考えております。

協議の場を設置して、参加する地域住民が自由に意見を出し合い課題を共有して解決に向けた検討をすすめていきます。ニーズを素早く把握し、専門職・地域の方々と一緒に、課題解決に向けスムーズな進行ができると考えます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

【生活ニーズと社会資源のマッチング支援】

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていけるよう高齢者の生活支援に活用できる社会資源を整理・共有し、ニーズとのマッチングが地域ケアプラザの重要な取組みになります。

例えば、ご自宅周辺が急こう配の環境で年齢に伴い外出が困難な状態にある場合は移動支援ニーズがあるかもしれません。前述のとおり、バス会社やタクシー会社には地域貢献に前向きな企業も多いため、協力を得られる可能性を探ります。広域な活動になる場合は区社会福祉協議会との協働も選択できると思います。集いの場をその方の近隣に作る必要がある場合は学習塾や老人ホームで場所の提供を地域ケアプラザが交渉します。スーパーまでの買い物が困難になっている場合は移動販売に協力できる販売店を見つけられると思います。

健康維持のニーズがあれば横浜市スポーツ協会や医師や歯科医師の講座も開けます。住宅に關してお困りの際は住宅供給公社をご紹介出来ます。服薬や難聴などにお困りの高齢者にも講座開催可能な企業があります。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

自治連合会、地区社会福祉協議会をはじめ民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会など地域の諸団体と地域の行事や様々な会合を通じ情報共有や協働を図ります。総合相談支援ではこれら地域ネットワークと連携を重視して業務を遂行します。

【地域包括支援センターの啓発活動】

1. 自治連合会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会などのご了解のもとに各会の定例会に地域ケアプラザ職員が出席し、地域包括支援センターの活動内容等の説明を行います。各会の役員や委員の皆様には、地域包括支援センターの業務内容を適切にご

理解頂けるよう努めます。

2. 地域ケアプラザ広報誌を毎月発行し、地域ケアプラザ及び地域包括支援センター事業等の広報活動を継続します。地区自治連合会のご了解を得たうえで、町内会の回覧文書（及び掲示板への掲示）に加えて頂きます。
3. 必要に応じて、その他の地域関係団体の定例会等にも地域ケアプラザ職員が出席するとともに、団体のご了解を得た上で構成員の方からニーズ把握に努めます。
4. 所管の区警察派出所や区消防出張所等とも連携し、顔の見える関係の構築に努めます。
5. 上記1.～4.で得られた課題については、区福祉保健センターと連携して解決に努めます。特に虐待事例、悪質商法被害事例等については、区警察署とも連携して解決に努めます。
6. 介護保険の制度理解や介護予防事業の啓発など、地域住民を対象とした講演会や研修会等を実施します。その際、地域のニーズにより適切に対応するため、自治会館等での開催が望ましい場合は自治連合会や地区社会福祉協議会等と相談の上、取組みます。
7. 地域ケアプラザへの来所相談については、相談室で対応しプライバシーへの配慮及び個人情報保護に努めます。また地域ケアプラザの全職員が地域包括支援センターの業務理解に努め、地域住民等からの初回相談時に地域包括支援センター職員が不在であっても適切な対応（的確な情報伝達等）が出来るように努めます。
8. 地域包括支援センター単独では課題解決が困難な事由については、区福祉保健センター及び各専門機関と速やかに情報共有し役割分担を明確化したうえで課題の解決に努めます。

【ICTを活用した相談支援】

介護保険サービスの相談に遠方の家族がオンラインで参加したり、オンライン上で資料や記入方法を示しながらの相談対応など、相談対応の充実を図るためにICT環境の整備が進んでいます。自宅からの相談など相談者の利便性向上を図り、より効率的できめ細やかな対応が出来る相談支援体制を確立していきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

【早期対応】

総合相談での認知症のご相談には医療や介護の各種制度の情報をわかりやすくお伝えし、早期発見、早期治療に繋がられるよう様に対応します。医療に繋がっていない方には、医療機関の情報提供や医療連携室と連携をしながら受診の支援をします。必要に応じて認知症初期集中支援チームと連携をしながらの支援もします。

【認知症への理解促進】

認知症になっても住み続けられる街づくりとして、幅広い年齢や職業の方に認知症を正しく理

解していただけるように、認知症サポーター養成講座を実施します。地域の身近な会場で開催し、認知症の方への理解と対応についての知識を深めてもらいます。地域で認知症の方を支えるためには子どもたちの理解が不可欠です。子どものころから認知症に関する正しい知識をもってもらえるように、小学生や中学生向けの認知症サポーター養成講座も実施していきます。

【認知症カフェ】

ボランティアの方たちが運営している認知症カフェに定期的に参加をして、安定して定期開催できるよう支援を継続します。また、認知症の方や家族が専門家と介護の相談や介護に関する情報が得られるように努めていきます。

今後も認知症の本人が役割と生きがいを持てるように参加できる取組みや、地域の身近な開催場所に参加が出来るような取り組みを進めていきます。

【横浜市チームオレンジへの取組み】

認知症施策推進大綱において、全市町村で認知症本人と家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ「チームオレンジ」が整備されています。横浜市においても認知症施策推進計画に位置付けられたチームオレンジのコーディネート機能を当地域ケアプラザでも担うことで、認知症の方が参加しやすい環境づくりや見守りサポート体制づくりに寄与するため、横浜市チームオレンジに率先して取り組みます。

認知症の方と地域清掃に取り組んだり、認知症の方が地域のこどもたちに習字や将棋を教えたりしている例もあります。地域で役割と生きがいをもって、住み慣れた場所で生活が続けられるよう支援していきます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持しつづけていきたいというのは人々共通の願いです。一方で、高齢者が生活に困難を抱えた場合、地域住民及び民生委員等による支援や介護保険サービスの導入のみでは尊厳のある生活の維持が困難な場合もあります。そのような場合にも支援が十分に届くように活動を展開していきます。

【高齢者虐待防止】

高齢者に対する虐待は、高齢者の増加とともに社会問題として広く取り上げられておりますが、虐待が家族などの介護者によって行われる場合や虐待として認識されにくい等の課題により顕在化しにくいことも事実です。民生委員との定期的な連絡会を開催し情報共有を密にして、虐待に関する相談及び対応を進め虐待の実態を的確にキャッチし迅速に対処できるように努めます。高齢者虐待の早期発見・未然防止に努められるように、高齢者虐待を発見しやすい立場にあ

る介護事業所と常に連携を図ることも重要と考えます。虐待が疑われる際には迅速に区と情報を共有しながら対応していきます。また、高齢者虐待防止へ向けて、養護者自身の身心の健康管理が図れ、サービス利用や相談機関につながるように情報の発信に努めます。

虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を担当職員に周知徹底を図ります。そして、法人で定めた虐待防止のための指針に基づき、虐待防止のための研修を定期的実施していきます。

【成年後見制度の啓発】

独居高齢者や親族と関係性が希薄な高齢者が認知症を発症するケース等の増加も予想されます。地域包括支援センターでは、成年後見制度の的確な活用や地域住民を対象とした啓発活動を実施していきます。認知症などで意思決定に不安がある方に、専門職団体や関係機関と連携しながら成年後見制度の利用に繋げていきます。地域の方に成年後見制度の普及・啓発のためエンディングノート講座を活用し、意思決定支援について考えていただける機会に取り組みます。

【消費者被害防止】

高齢者の消費者被害の防止として、警察署と連携し講師を招いて講演会等を定期的実施していきます。高齢者の消費者被害防止の推進のため、警察署からの最新の消費者被害の現状を掲示するとともに、講座やイベントの際に発信することで多くの方に情報が伝わるように努めていきます。警察署や消費生活推進員と共催し、詐欺被害の講座を行い啓発活動に取り組みます。認知機能や判断能力の低下した方の消費者被害を未然に防止できるように、民生委員児童委員協議会との連携も重要となってきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた自宅で生活を送り続けるために、介護や医療だけでなく住まいや生活に関することなどあらゆる要素を総合的（包括的）に、かつ継続的に支援する事は、包括支援センターの中心的な業務です。また、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムの推進には、様々な業種の方々との連携が必須です。

ケアマネジャーと地域の関係機関等の連携、在宅と病院・施設の連携など、多職種相互の協働等により連携します。また、地域のケアマネジャーが個々の高齢者の状態や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるよう、定期的に事業所を訪問することで地域における連携・協働の体制作りやケアマネジャーに対する支援等を行います。また地域のケアマネジャーが様々な事業所や団体との連携強化が図れるような研修を開催することで民間企業の宅配サービスや配食サービス、介護予防のための地域の体操教室の内容、生きがいをづくりを目的とした地域サークル活動などの情報を紹介、関係者につないでいきます。

【地域における連携・協働の体制づくり】

地区社会福祉協議会及び民生委員児童委員協議会と協働し、相互理解を深めるための勉強会等を開催します。勉強会の議題は各会と地域包括支援センターの共通課題の解決に向けた内容とします。包括レベル地域ケア会議も活用し地域で得られた情報を必要に応じて地域課題として検討することも想定し、常に課題発見に向けて努力します。

また、民生委員とケアマネジャーが同席する形での介護保険制度勉強会等を開催し、顔の見える関係を築くと共に、双方が持つノウハウや知識について一定基準を満たす事ができるよう努めます。

【ケアマネジャーへの支援】

ケアマネジャーは介護保険制度その他関連法令に則り、利用者や家族の相談援助や支援計画作成やサービス調整を行う職種ですが、社会がケアマネジャーに求める能力は年々高まっています。それは一人暮らしの高齢者の方が増え更に医療保険制度改正により在院日数も短くなり、重い症状を抱えながら自宅で生活される方が多くなっているからです。

ケアマネジャーには介護保険制度や相談援助技術は勿論の事、それに密接に関係する医療的知識に加え、障がい者サービスについては障害者総合支援法、生活保護制度、横浜市独自事業、日常生活全般に関与してくる民法など、知らなければならない知識・技術は限りなく存在します。地域ケアプラザは地域のケアマネジャーが必要な知識と技術が獲得できるよう研修会を定期開催します。その際には、地元で活躍する専門職の方を講師として招聘する事で、顔の見える関係作りにも寄与していきます。更に、支援が難しい方の相談や法解釈問題などに対応し、ケアマネジャーが一人で孤立することが無いようにしていきます。

■在宅医療・介護連携推進事業

医療機関との顔の見える関係性の構築のため、広報誌等を持参し毎月担当圏域の医療機関（病院、診療所等）に訪問します。また、居宅介護支援事業所等へも同様に訪問して、ケアマネジャーのニーズを把握し、その課題解決のための支援に努めていきます。

【各事業所等とのネットワーク構築】

日頃の個別ケースを通じた医療・介護連携の事例の積み重ねを支援者が活かせるよう、ケアマネジャー連絡会等での事例検討を通じて共有を図っています。今後、自宅で最期を迎えられる方々は増え、在宅看取りを支えるためのニーズが増加すると考えられます。在宅看取りの場合、訪問診療医、訪問看護師、薬剤師、医療機器メーカー、訪問介護、福祉用具貸与などの医療・介護事業者だけでなく、ご逝去後の段取りについて支援してくれる葬儀社や相続関係を取り仕切る司法書士などの法律職、残された家族を支える家族会など非常に多様な職種や立場の方が関わります。これらの方々が一つのチームとして円滑にご本人やご家族を支援できるよう、顔の見える関係に代表されるネットワークづくりに努めます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域ケア会議は、高齢になっても住み慣れた地域でその人らしい生活が継続できる地域包括ケアシステムの実現に向けた手法で 以下の(1)(2)を同時に考えていく事を目的にしています。

- (1)高齢者個人に対する支援の充実
- (2)高齢者を支える社会基盤の整備（地域づくり）

【地域ケア会議の目的】

利用者のサービス調整・問題共有に留まらず、保健・医療職やインフォーマルサービス、住民組織等の協力者を含めた多職種による専門的視点を交え意見収集・内容の把握と推進をするのが「地域ケア会議」の目的です。

- 1. 適切なサービスにつながない高齢者の支援
- 2. 介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント支援
- 3. 個別ケースの課題分析等を通じた地域課題の発見、地域に必要な資源開発
- 4. 介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる



地域ケア会議

具体的には、地域ケア会議で個別事例を取り上げ、今までケアマネジャーや介護保険のサービス提供事業所だけで解決方法を考えていた課題について、地域包括支援センターは勿論、地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターや医療・介護関係者、それ以外の専門職、地域住民（民生委員、老人会など）とが一緒になって個別課題解決の話し合いを行います。課題を共有し協議することで、新しい連携関係が地域に作られる事も期待できます。

さらに、地域ケア会議を積み重ねる事で地域課題が明確になります。地域課題を把握できれば困難な個別ケースの早期解決につながり、問題の長期化を予防する事にもつながります。地域でのその人らしい生活の継続の実現に向けて当地域ケアプラザでは定期的に開催する地域ケア会議から得た地域の課題・ニーズを集約し、自主事業やボランティア活動につなげます。

【医療と介護、地域住民との融合】

地域が持つ資源や能力を最大限に活用すべく、地区民生委員児童委員協議会や自治連合会等からの意見はもとより、多種多様な医療介護専門職、医師の参加を促し、介護・医療の専門職それぞれが客観的な意見を出しながら検討する会議体を目指します。

【つながりのある地域ケア会議】

個別ケースの検討を多職種で行う個人レベルを始点として、地域ケア会議を重ね、包括レベル

地域ケア会議で地域課題を整理します。地域課題は区レベルや市レベルの地域ケア会議に反映させ行政施策にも反映させます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

包括支援センターが行うケアマネジメントと共に、近隣の居宅介護支援事業所（ケアプラザ内の事業所を含む）への委託、さらには必要に応じプランナーの採用等、適切な人員を確保し体制を整えてまいります。専門職人材は「3 職員の確保・育成」で述べた通り、法人内の異動及び新規採用によって確保します。委託先の選定には「ハートページ」等の情報を活用してご利用者にご家族に必要な情報を提供し、十分な情報の中から適切な選択ができるようにします。

【事業実施にかかる人員の確保】

当法人に所属する有資格者（令和6年12月在籍者：ケアマネジャー407人、看護師（正・准）379人、社会福祉士107人）から、適任な人材を選抜し地域ケアプラザに配置します。

【人員の育成計画】

当法人には職員の定着とES向上を目的とした教育部門があり、職員の自己研鑽を支援もしくは業務上必要な知識・技術を習得してもらうための教育を実施しています。

【業務委託についての選定方法】

介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが包括的支援事業全体の円滑な実施を考えた上で、業務を指定居宅介護支援事業所に委託し、相互に協働しながらの支援が可能です。委託先選定に関しては利用者のご意向を踏まえ、様々なケースへの対応力の有無、担当ケアマネジャー不在時における相談連絡体制など総合的に勘案して利用者にご提案します。

【具体的な支援計画】

要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況やその置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的に効率的に実施されるよう必要な支援を行います。対象の高齢者がどのような生活をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、その目標を対象者、ご家族、事業実施担当者と共有するとともに、対象の高齢者自身の意欲を引き出し、自主的に取組を行えるように支援します。

1. 課題分析（アセスメント）…日常生活の状況、生活機能低下の原因や背景などの課題を明らかにします。
2. 目標の設定…課題分析の結果、個々の対象者にとって最適な目標を設定します。

3. モニタリングの実施…介護予防事業が実施される間、地域包括支援センターが必要に応じてその実施状況を把握し、当該事業の実施担当者等の調整を行います。
4. 評価…事業の実施担当者からその事後アセスメント等の結果報告を参考にしつつ、対象者及びご家族との面接等によって各対象者の心身の状況等を再度把握し、適宜、介護予防ケアプランの見直し等を行います。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

介護保険で要支援認定理由の上位を占めるのはロコモティブシンドローム（運動器の障害により要介護の危険性が高い状態）です。また要介護認定の理由の1位は認知症、2位は脳血管疾患、3位は骨折転倒です。

介護予防普及啓発業務はこういった要因を踏まえ、個々の健康状態や関心に応じて参加できる通いの場が充実した地域づくりを推進します。また、一人ひとりが生きがいや役割を持って多様な社会参加をすることで、介護予防や健康づくりが推進できる体制を作れるよう取り組みます。

【普及啓発の流れ】

自治連合会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会の定例会等に参加させていただければ、地域ごとのニーズ把握と同時に情報発信を進められると考えます。ニーズに則し、情報の伝わりやすい広報誌等を作成し情報発信します。ニーズに応じて各会合やクラブに出向いて、介護予防事業啓発活動もします。

【介護予防事業について】

気軽に負担なく継続できる介護予防活動を地域の方に提案し、自発的な取り組みを呼びかけます。イベント情報の提供などを通してウォーキング、ラジオ体操、軽スポーツなどへの参加を促し、個人が楽しみながら取り組めるきっかけづくりをします。

また、自主事業の企画、運営を通じてグループで楽しみながら取り組めるプログラムを地域の方々に提案します。特に「元気づくりステーション」事業には地域ケアプラザの貸館に拘らず、地域内の様々な施設と連携して活動場所を広げながら取り組みます。さらに、現在活動団体へ情報提供や指導者研修の紹介、企画等を通じて効果的な方法を一緒に模索していきます。

【自治会町内会での出張講座】

地域の方にとって身近な町内会館で講座を実施する事で、地理的に長距離の移動が大変な高齢の方々も気軽に参加出来、参加者と顔の見える関係作りができると共に、日頃の生活習慣や健康、介護予防について考えるきっかけ作りします。地域包括支援センター職員が会館等に積極的に出向き、介護予防の体操や消費者被害の注意喚起、認知症の講座、健康講座を実施します。また、

防犯や防災についての情報提供等も行っていきます。

担い手の世代交代を進める中では、世代間交流が今後の課題となると予想されます。子育て世代と高齢者世代、障がい児者の三方面への事業を行いながら、それぞれの事業がつながりを持てるような活動となることも目指します。その中から共通課題を見つけ、共同で対応に取り組む事で「介護予防」だけにこだわらず世代や立場を超えた関係作りを並行して実現できるよう複合的な対応を常に検討します。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

地域包括ケアシステムが構築され有効に機能するためには、家族や近隣住民と民生委員児童委員協議会やボランティア等のインフォーマルサービス、行政機関や保健・医療・介護の専門職機関及び団体等のフォーマルサービスが連携することが不可欠です。課題に応じて必要な支援体制が構築できるように、目的に応じて自在に変化できるネットワークを強化することが地域包括支援センターの「総合相談支援事業」「地域ケアプラザの基本的機能」として重要となります。

【地域ケアプラザ専門職の連携】

地域包括支援センターは保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーがその専門知識や技能で縦割り業務を行うのではなく、地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーターとも情報の共有や相互の助言を通じて、地域ケアプラザが一体となって地域の包括的なネットワークの構築・支援を行います。

【ネットワークづくりの取組み】

今後、高齢人口の増加や在院日数の短縮等により、医療的ニーズの高い在宅療養者や認知症高齢者の増加が予測されています。地域の在宅等療養者に対し円滑かつ適切にサービスが提供されるよう、地域のネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネート機能も求められています。地域包括ケアを支援するサイト「A y a m u」を活用し、最新のインフォーマルサービス情報の周知に取組み、地域のネットワークづくりを進めます。

【地域ケア会議】

また、地域包括支援ネットワークは地域の実情に応じて構築されるものですが、構築のためのひとつの手段として、行政職員、包括支援センター職員、介護サービス事業者、医療機関関係者、民生委員等から構成される合議体（地域ケア会議）の開催が重要と考えます。

介護保険法の規定に、地域包括支援センターと関係者との連携努力義務が新設された背景に

は、次に述べる機能を効果的に遂行することをねらいとしたものであり、地域ケア会議についてはこうした機能を地域において実現していくことが求められます。

個別ケースの支援内容の検討を通じた

1. 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築
2. 法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
3. 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

【公の施設における事業提供】

地域ケアプラザは公の施設であり、「住み慣れた町で健やかに安心して暮らし続ける」ための地域福祉保健活動の拠点です。地域ケアプラザには多くの地域資源情報が集約されており、同じ場所で活動できることは居宅介護支援事業にとっても非常に大きな強みです。日常的な連携は勿論のこと、地域ケアプラザ運営事業等の連携を効率的に活用することで、さらなる強みを発揮していきます。そして課題が解決すれば終了ではなく、その方の人生に寄り添った支援を続けるよう心がけます。

【新規依頼の迅速な対応】

地域包括支援センターに相談に来られる方の多くは、介護に対する様々な不安を持っております。ご本人・ご家族からの要望があれば、すぐにその場で担当ケアマネジャーとして活動をさせていただき、不安な気持ちの傾聴や今後の進め方などを丁寧にお伝えしていきます。

【多職種連携の実践】

区医師会や地域ケアプラザ協力医、各主治医との相談・連携を行うことで、医療と介護両面からのケアを充実させていきます。また地域ケア会議などを通じて行政や民生委員児童委員協議会等との連携を図りながら、ケアマネジャーやサービス事業所視点だけでなく地域全体で支援していく視点を常に意識していきます。

【受託ケースの定期的な共有】

地域包括支援センターから受託したケースの支援経過報告や意見交換を行い、日頃から個々で行っている報告相談以外に定期的な会議体を設けることで、包括支援センター職員と居宅介護事業所職員全員がより細かくケースを共有し、さらに多くの支援策を引き出して多角的な方向からの支援を行っていきます。

【地域ケアプラザ運営事業の活用】

地域ケアプラザの運営事業を活用することで、画一化した支援に偏ることなく一人ひとりに寄り添った支援をします。事業を利用したご本人やご家族からの相談がきっかけとなり支援が始まるケースなど、地域ケアプラザの一体的な体制からの連携を活かしていきたいと考えます。また日常的な介護で疲弊しているご家族に、地域ケアプラザで行われているサークル活動を紹介するなど、今後もより多くの場面で運営事業との連携を図っていきます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

【運営方針】

ご利用者の意向を尊重し、多様化するご利用者ニーズに応えていけるデイサービスを目指します。また機能訓練プログラムの拡充を図り、ご利用者の身体機能の維持、向上に努めていきます。ご家族とも顔が見える関係性を築き、ご家庭で抱える問題を共有し、介護負担の軽減に繋がります。個々のご利用者特性を把握し、可能性を引き出せるケアを実践します。

【プログラム】

入浴や食事などの日常生活支援に加え、生活機能向上のための機能訓練やレクリエーションなどを受けられる通所介護サービスを行います。ご自宅から施設への送迎をします。

1. 安心の医療対応

看護師・介護職ともに手厚い人員体制で長期に渡りご利用いただけるよう支援します。

2. 認知症予防プログラム

認知症を防ぐには脳トレーニング等が良いとされているため、パズルやドリルなどの脳トレーニングや認知課題と運動を取り入れたプログラム等を実践し、効果的に活性化を図ります。

3. 機能訓練（生活リハビリ）

目標に合わせた継続的な機能訓練により、筋力維持による転倒予防や失禁予防など在宅生活の継続を支援します。

4. アクティビティ

「できる力」に着目した個別の支援を行い、役割・趣味・楽しみなどを通して「生活機能」全体の向上を目指します。

5. 人と人との繋がりを大切に

当法人では地域社会との交流、人と人との心のつながりを最も大切な資産と考えています。地域の方にもご参加いただけるお祭りの開催や、学生との交流を通じて施設内だけにはとまらない多種多様な活動を提供します。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

サービスのための経費・修繕費など全体にかかる費用については、定められた負担比率で適性に按分しています。事業費については地域住民の要望、貸館利用者からのアンケート等からさまざまなニーズに応える事業や地域課題に応じた事業を計画しております。また、各事業計画の変化に合わせて見直しを行い、適切な状態を維持します。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

【利用料金の収支の活用】

地域活動交流で行っている自主事業については横浜市の利用料金制度に則り、地域ケアプラザで材料費等を参加費として個人負担にすることができるとなっています。利用者に適正な参加費をお願いし事業に活用します。また、当初指定管理料及び追加の指定管理料を合わせても、地域活動交流及び地域包括支援センター事業の事業額が上回る分は当法人が補填します。

【運営費等の抑制策】

横浜市からの公的資金が投入された地域ケアプラザの運営は事業等の執行を能率的、効率的に行うとともにあらゆる経費を低額に抑えることが必要と考えます。具体的には、以下の取り組みを行い、一層の経費節減を図ります。

1. 物品購入は常時「必要最小限の数量」とし、余分なストック等を抱えないようにします。ストックが多くなると節約の意識低下を招き保管場所等のコストも膨らむため、定期的に購入する消費財（清掃用消耗品、紙類、文具全般）についてはこまめな購入を心がけます。ただし、信頼できる事業所から継続的に購入するなどの交渉で単価抑制をします。
2. 空調設備の適正な温度管理と清掃、照明・電気機器等の省エネ運用によって電気やガス等エネルギーの消費を抑えます。横浜市の施策に従い照明のLED化も進めます。
3. 役務等の契約についてはその金額に応じて見積もり合わせや入札を適正に実施し、経費の削減に努めます。法人総務部では清掃、機器管理、電気管理等の役務契約については主要な施設の契約を数社の見積もり合わせ等で検討しており、地域ケアプラザ単独で契約するよりも有利な条件での契約が可能です。
4. 建築局保全推進課で開催する「公共建築物の保全に関する研修」等にも積極的に参加し、最新かつ適切な情報入手に努めるとともに、横浜市節電・省エネ対策基本方針を踏まえ、省エネへの取り組みを確実に実施します。

指定管理料提案書
(横浜市もえぎ野地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書
(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	14,351,300円	14,351,300円	14,351,300円	14,351,300円	14,351,300円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	487,440円	487,440円	487,440円	487,440円	487,440円
事業費		講師料・材料費 ボランティア保険料等	☐	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
事務費		旅費・消耗品費・通信費他	☐	958,000円	958,000円	958,000円	958,000円	958,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	6,606,000円	6,606,000円	6,606,000円	6,606,000円	6,606,000円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
施設使用料相当額				-1,591,000円	-1,591,000円	-1,591,000円	-1,591,000円	-1,591,000円
合計				21,585,740円	21,585,740円	21,585,740円	21,585,740円	21,585,740円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人員費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	34,088,900円	34,088,900円	34,088,900円	34,088,900円	34,088,900円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人員費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	1,606,680円	1,606,680円	1,606,680円	1,606,680円	1,606,680円
事業費		講師料・ボランティア保険料等	☐	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
事務費		旅費・消耗品費・通信費他	☐	810,000円	810,000円	810,000円	810,000円	810,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	1,756,000円	1,756,000円	1,756,000円	1,756,000円	1,756,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-1,059,580円	-1,059,580円	-1,059,580円	-1,059,580円	-1,059,580円
合計				38,258,000円	38,258,000円	38,258,000円	38,258,000円	38,258,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象 人件費 ・生活支援Co	☐					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外 人件費 ・生活支援Co	☐					
事業費		講師料・ボランティア保険料等	☐					
事務費		旅費・消耗品費・通信費他	☐	360,000円	360,000円	360,000円	360,000円	360,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計				5,427,680円	5,427,680円	5,427,680円	5,427,680円	5,427,680円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		講師料・ボランティア保険料等	☐	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市もえぎ野地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	21,585,740円	21,585,740円	21,585,740円	21,585,740円	21,585,740円
		地域包括支援 センター運営事業	38,258,000円	38,258,000円	38,258,000円	38,258,000円	38,258,000円
		生活支援 体制整備事業	5,427,680円	5,427,680円	5,427,680円	5,427,680円	5,427,680円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
		65,425,420円	65,425,420円	65,425,420円	65,425,420円	65,425,420円	
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	19,300,000円	19,300,000円	19,300,000円	19,300,000円	19,300,000円
		居宅介護支援事業	17,000,000円	17,000,000円	17,000,000円	17,000,000円	17,000,000円
		通所系 サービス事業	72,000,000円	72,000,000円	82,800,000円	82,800,000円	86,400,000円
		108,300,000円	108,300,000円	119,100,000円	119,100,000円	122,700,000円	
	その他収入	300,000円	300,000円	350,000円	350,000円	400,000円	
	174,025,420円	174,025,420円	184,875,420円	184,875,420円	188,525,420円		
支出	内訳	人件費	118,702,000円	118,702,000円	126,262,000円	126,262,000円	128,782,000円
		事業費	1,054,000円	1,054,000円	1,054,000円	1,054,000円	1,054,000円
		事務費	27,215,000円	27,215,000円	28,295,000円	28,295,000円	28,835,000円
		管理費	18,362,000円	18,362,000円	19,862,000円	19,862,000円	20,062,000円
		その他	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円
		166,563,000円	166,563,000円	176,703,000円	176,703,000円	179,963,000円	
		うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円
収支			7,462,420円	7,462,420円	8,172,420円	8,172,420円	8,562,420円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書 (横浜市もえぎ野地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人
	②	基礎単価				
		配置予定人数	2.0000人	2.0000人	2.0000人	2.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	②	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

正規雇用職員等は、ケアプラザ指定管理人員配置基準に則った人員配置にしています。
臨時雇用職員等に関しては窓口業務においても管理上適正と考えられる人数を配置しています。

団体の概要

(令和 7 年 1 月 15 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんしゅうほうかい) 社会福祉法人秀峰会																						
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。																							
(ふりがな) 名称	()																						
所在地	〒241-0806 横浜市旭区下川井町 360 番地 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式6同意書による)に使用します)																						
設立年月日	昭和58年11月12日																						
沿革	昭和59年 5月 特別養護老人ホーム さくら苑 事業認可 平成 5年 5月 老人短期入所施設 花の生活館 事業認可 平成10年 2月 川井地域ケアプラザ 運営受託 平成14年 3月 特別養護老人ホーム 南永田桜樹の森 事業認可 平成16年 8月 城郷小机地域ケアプラザ 運営受託 平成18年10月 中村地域ケアプラザ 運営受託 現在、居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、保育所など横浜市・川崎市内に約166ヶ所の事業所を認可等され運営																						
事業内容等	1. 第一種社会福祉事業 特別養護老人ホームの経営 2. 第二種社会福祉事業 <table border="0"> <tr> <td>イ) 老人短期入所事業の経営</td> <td>ト) 保育所の経営</td> </tr> <tr> <td>ロ) 老人デイサービス事業の経営</td> <td>チ) 一時預かり事業の経営</td> </tr> <tr> <td>ハ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営</td> <td>リ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営</td> </tr> <tr> <td>ニ) 老人居宅介護等事業の経営</td> <td>ヌ) 特定相談支援事業の経営</td> </tr> <tr> <td>ホ) 障害福祉サービス事業の経営</td> <td>ル) 障害児相談支援事業の経営</td> </tr> <tr> <td>ヘ) 移動支援事業の経営</td> <td></td> </tr> </table> 3. その他公益を目的とした事業 <table border="0"> <tr> <td>①訪問看護事業</td> <td>⑤診療所の経営</td> </tr> <tr> <td>②訪問入浴介護事業</td> <td>⑥地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業</td> </tr> <tr> <td>③居宅介護支援事業</td> <td>⑦介護職員等の要請及び技術の向上を目的とする研修事業</td> </tr> <tr> <td>④地域包括支援センター事業</td> <td>⑧介護職員等の要請及び技術の向上を目的とする研修事業</td> </tr> <tr> <td>⑨障害者入浴サービス事業</td> <td>⑩横浜市地区センターの経営</td> </tr> </table> 4. 収益を目的とする事業 ①貸室事業 ②福祉関連用品の貸付事業 ③高齢者生活支援事業	イ) 老人短期入所事業の経営	ト) 保育所の経営	ロ) 老人デイサービス事業の経営	チ) 一時預かり事業の経営	ハ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営	リ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営	ニ) 老人居宅介護等事業の経営	ヌ) 特定相談支援事業の経営	ホ) 障害福祉サービス事業の経営	ル) 障害児相談支援事業の経営	ヘ) 移動支援事業の経営		①訪問看護事業	⑤診療所の経営	②訪問入浴介護事業	⑥地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業	③居宅介護支援事業	⑦介護職員等の要請及び技術の向上を目的とする研修事業	④地域包括支援センター事業	⑧介護職員等の要請及び技術の向上を目的とする研修事業	⑨障害者入浴サービス事業	⑩横浜市地区センターの経営
イ) 老人短期入所事業の経営	ト) 保育所の経営																						
ロ) 老人デイサービス事業の経営	チ) 一時預かり事業の経営																						
ハ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営	リ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営																						
ニ) 老人居宅介護等事業の経営	ヌ) 特定相談支援事業の経営																						
ホ) 障害福祉サービス事業の経営	ル) 障害児相談支援事業の経営																						
ヘ) 移動支援事業の経営																							
①訪問看護事業	⑤診療所の経営																						
②訪問入浴介護事業	⑥地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業																						
③居宅介護支援事業	⑦介護職員等の要請及び技術の向上を目的とする研修事業																						
④地域包括支援センター事業	⑧介護職員等の要請及び技術の向上を目的とする研修事業																						
⑨障害者入浴サービス事業	⑩横浜市地区センターの経営																						

財務状況 ※直近3か年 の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	14,268,943,085	14,627,507,881	14,859,593,277
	総支出	13,768,802,286	14,122,803,282	14,689,116,591
	当期収支差額	500,140,802	466,704,599	170,476,686
	次期繰越収支差額	4,759,751,690	5,288,456,289	5,398,932,975
連絡担当者	【所 属】法人本部 【氏 名】 【電 話】 【FAX】 【E-mail】			
特記事項	なし			